

令和2年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年9月7日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和2年9月7日(月) 午前9時04分
散 会 日 時	令和2年9月7日(月) 午後4時46分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 4 号	令和 2 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 7 6 号	令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 9 号	令和元年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	原案可決
議請第 3 号	国の責任による「20 人程度学級」を展望した少人数学級の前進をもとめる請願	不採択

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	田口千恵子	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部副部長	小林 宣也	教育部参与	野本 昌宏
こども未来部参事兼		教育部副部長	清水 千之
こども応援課長	染谷 秀幸	教育総務課長	鳥沢 保行
こども応援課副参事	久保田明子	中学校給食センター所長	神田 英昭
子育て支援課長	伊藤 和代	教育部参事兼	
保育課長	佐々木晴美	生涯学習課長	田島 盛明
		生涯学習課副参事	高橋 和久
		教育部参事兼	
(健康福祉部)		中央公民館長	島村 信行
健康福祉部長	高木 啓一	スポーツ課長	竹井 豊
健康福祉部副部長	木村 勝美	教育部副部長兼	
健康福祉部参事兼		学務課長	大島 進
福祉課長	沼上 勝	学務課副参事	棚澤 大輔
福祉課副参事	服部 和代	学校支援課長	穂山 孝幸
障がい福祉課長	新島 政博	学校支援課副参事	若林 朋子
健康福祉部参事			
兼健康づくり課長	清水 恵子		
健康づくり課副参事	中山 尚子	吹上支所副支所長	吉田 勝彦
健康福祉部参事兼		川里支所副支所長	加藤 勝美
介護保険課長	矢澤 欣子		
		書 記	森田 慎三
		書 記	松岡 佐織

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。織田京子委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第74号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第79号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、議請第3号 国の責任による「20人程度学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願の議案4件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第72号の一般会計補正予算について審査を行い、次に議案第76号の一般会計決算認定について審査を行います。教育部に係る議請第3号については、2日目の最初に議題としたいと思います。紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後審査途中となった議案の審査の再開をしたいと思います。次に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第74号及び議案第79号について、議案番号順に審査を行います。審査は、全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。なお、質疑については、委員1人当たり質疑、答弁を含め、議案第76号については30分、それ以外の議案については20分を目標に、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。この方法で異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない執行部の退席を認めます。

初めに、議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) それでは、ページを追いながら質問してまいりたいと思います。通告してありますので、執行部のほうの方も何ページということも分かっているかと思うのですが、まず31ページです。この放課後児童クラブの管理運営事業ということで、説明もいろいろとありました。実際コロナ関係で休止していたところとかいろいろあるわけですが、でも何か所か実際やっていたというふうなところもあるわけですが、全体に本会議の中でも上限50万で補助をするというふうな感じ、指定管理料にプラスした中での委託料を増減するというふうなことになるのですが、具体的にその50万限度の中でどういったことの内容でそれぞれ、一応どういうことというふうなことが上がってきた中でももちろん委託料を出しているわけでしょうけれども、細かいことではなくて結構なのですが、具体的にこんな内容でというふうなことが分かりましたら教えてください。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 委員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの関係のどういったことでの内容になるかということだと思いますが、今回の補正額については児童クラブの1支援単位につき、まず上限50万円の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のほかに、子ども・子育て交付金及び放課後児童健全育成事業費補助金により、まず特別開所につき1支援単位日額1万1,000円、それと特別開所人材確保には1支援単位当たり日額2万1,000円、それと支援の単位を新たに設けて運営する場合は、それぞれ日額3万6,000円と2万6,000円が加算されます。これらの交付金や補助金を活用し、指定管理料の補正額については、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、今年度末までの費用として計上しております。

あと、備品購入費につきましては、主にできるだけ密を避ける対策として、支援単位を増やすため、在籍する子どもの数が多いクラブをエアコ

ンの設置をし、放課後児童クラブとして利用していきます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、タッチレス水栓の設置、自動手指消毒器等を整備します。

また、負担金、補助金及び交付金ですが、民設の放課後児童クラブ5施設に対する支援単位増加分の補助金となります。

以上でございます。

(加藤) 今年度末までというふうな今お話があったかと思うのですが、普通正常に運営がされる場合ですと、今年度とか関係なく、普通に指定管理料として支払っているわけですよ。でも、コロナの関係でというふうなことですけれども、この休止していたところに対しても同じような委託料の増額というふうになるのですか。実際に始まったのが6月からですか、2月末、3月あたりからずっと休んでいたわけですが、何か所か実際やっていたところがあったかと思うのですが、そういう意味でほとんどこれ全部の児童クラブに対しての委託料の増ですよ。その辺がちょっとよく理解できないのですけれども。子どもたちを受け入れている中でそれをいろいろしなければならないというのは分かるのですけれども、実際に動いていなかった期間がかなりあるわけで、そういうところに対しての委託料の増というのがちょっとあまり、どういうことなのかなというような気がするのですが。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 委員さんの質問ですが、通常の方を今支出しているということの認識と、あと休止のところですかね、休止しているところは増額となるということで、今回こちらの放課後児童クラブ管理運営事業の委託料につきましては、それぞれ……まず、新型コロナウイルスの関係で、原則休室ということで運営はしておりました。6月は、自粛をお願いをして、全室開室をしておりました。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、6月から8月末まで自粛要請ということでした。

以上です。

(加藤) ではまず、実際にこの休室というのですか、していたところがほとんどかなと思うのです。ある期間はやっていて、あと本当に全面的

に休室している、そしてその後始まってなるべく密を避けるということで、利用する児童数も少なくなっていたかと思うのですけれども、実際にこのコロナの関係で利用されていた、細かい数字なので、ちょっと今すぐ出ないから、それはちょっと聞きません。ただ、大体1つのクラブの中でパーセントとして、大体で結構なのですけれども、どのぐらい利用されていたという実態なのでしょうか。それによって、やはりいろんなことを準備するとか、いろんなそういうことも、少ないから準備なくていいとか、多いから準備する、そういうことではないかと思うのですが、やはりこの委託料の増になる中でいろいろコロナ関係でやっていかなければならないということでの委託料ですよね。なので、どういったものを各クラブでの利用、パーセント的な、正確でなくて結構だと思うのですが、大体。私も普通に情報の中ではやはり実際に来ている子が少ないというふうな話も聞いてはいるのですが、そういうことに対してやはりコロナ対策をしながら少なくとも対応していたかと思うのですが。質問としては、だからどのぐらいの各クラブ、受入れ態勢をしてもいいというふうになってからの大体の利用パーセントがあったのかを教えてください。

(こども未来部参事兼こども応援課長) それでは、お答えします。

まず、4月時点での在籍者数は1,424人でした。その中で、休業期間中の利用率は最高で5.2%、最低で3.7%と、1日の平均利用人数は62名程度でした。緊急事態宣言解除後は学校の分散登校に合わせて全ての児童クラブを開室しましたが、8月末までは可能な限り利用の自粛を求め、密を避けるため支援単位数を増やし、感染拡大防止のため、対策を講じながら運営をしております。令和2年7月の出席率ですが、平均で66.5%と、前年同月が8割程度の利用でしたので、利用率は確実に下がっております。

以上です。

(委員長) 冒頭に申し上げましたけれども、この議案についてはおおむね20分程度になっております。簡潔にご質問していただければと思います。

(加藤) では、次の33ページのファミリーサポートのほうに行きます。消耗品費で、先ほど非接触型の体温計とかマスクとかというふうに言っていました。ファミリーサポートというのは、具体的にここの施設の中で子どもさんを預かるとかということではなくて、協力会員が自分のうちに送迎したりとか、そういう内容だと思いのですけれども、100万ですよ。100万なので、そういうファミリーサポートのほうの施設用備品とかいう、その中ではどういったところに補正として組む内容があったのでしょうか。

(子育て支援課長) 備品購入費の施設用備品とは何かというご質問だと思うのですが、先ほど申しあげました非接触型体温計のほかに、箕田児童センターの1階にあるファミリー・サポート・センターの事務室、そちらに設置するための自動手指消毒器や空気清浄機、サーキュレーター、そして換気用の網戸を購入する予定でございます。

以上です。

(加藤) では、次に行きます。

37ページです。これ今度北新宿に新しくできる保育所の補助金と認定保育園にというふうなことだったかと思うのですが、これはどこの、今までどこかやっている方がこれから造るという内容なのですか。今のところでは誰がというふうなことを言えないのか、言えるのか分からないのですが、どなたがまず新しい保育所を造ろうというふうになっているのか、もし分かりましたら教えてほしいのですけれども。

(保育課長) 新設の保育園ですけれども、現在小規模保育園をやっていることね保育園を運営している株式会社NEXILが令和3年4月開園に向けて準備を進めております。

以上です。

(加藤) これは、何人定員でしたっけ。

(保育課長) 新設の保育園は、定員90名の予定です。

(加藤) これは、北新宿のあそこの今区画整理の中で、やっぱり子どもたちの数も増えているということで新しく新設するという、そういった理由なのでしょうか。

（保育課長）事業者のほうからこちらの場所でやりたいということで申出がありました。確かに北新宿地内に引っ越されている保護者の方から保育園が遠いというご意見もありましたので、今回新設してもらうことになっております。

以上です。

（加藤）そうなってきましたと、ちょっと端的に言いますけれども、今鎌塚のほうに新しく予定地としてずっと数年そのまま放ってありますけれども、やはりまたこういうふうになんか新しく人口密になってくるところの中で新しい保育園が90人定員の保育所ができるということは、そちらのことも考えていらっしゃるのでしょうか。そちらの新しく市立でやる予定になっていた保育所の関係ですけれども。

（保育課長）現在の（仮称）吹上コスモス保育園につきましては、定員190名で予定されております。今後の保育所の利用状況とかを見ながら、今回の整備等も含めまして検討していく必要があるのかと思っております。

以上です。

（加藤）では、41ページに行きます。

地域医療の積立金の関係なのですけれども、これも本会議でちょっと質問が出ていました。第1目標としては、あくまでも総合病院誘致の積立金ということなのですが、本当にどうなるか分からないような今状況になっているかと思うのですが、補正で1億円も積み立てるというふうなことはどういったことなのか。目的はそうだということは聞いてはいますけれども、こんな補正でまで1億円を積み立てる必要があるのかなと思われましたので、お聞きしたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）基金の積立てにつきましては、地域医療体制の整備に向けた取組として、他の事業に影響を及ぼさないよう病院誘致のための資金を確保することを目的として行ってきております。昨年度、第7次埼玉県地域保健医療計画に基づいて公募された病床のうち、78床が未整備のまま残ることとなりました。そのため、県央地域におきましては新たな進展がございましたので、当初予算では

一般財源からの積み増しを行いませんでした。しかしながら、発生が確認されてから9か月がたちますが、いまだ収束が見えない新型コロナウイルスへの対応、また今後新たな感染症への対応ということも広く視野に入れ、財政部と調整をさせていただいた上で、補正予算として積立てを行っております。

以上でございます。

(加藤) 実際目的が総合病院ということで、では一体どういうところにこの基金を使っていくのかというふうに本会議でもあったようにすけれども、今回のコロナ関係で数億円もの、財調のほうからとかいろいろ出されて運用していると思うのですけれども、そういった中でここでやはり本当に今すぐはっきり先が何%か見えているようなところに積み立てていくならですけれども、本当は地域医療にそれを運用していくというふうなことであれば理解もできるのですが、第1目標が総合病院というふうなことをうたっている中で、今本当にいろいろとお金がコロナ関係で必要になっているときにここに積み立てるといのはどうなのかなというふうな気がするのですけれども、その辺の関係では全然何の抵抗もなく、こういう補正を組むような形になったのですか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 新型コロナウイルスへの対応に對しましては、急な発熱者への対応ですとか、コロナ対応としてどんな対応ができるのかというのも医師会にも相談をしている状況でございます。そういった中で、まだ収束が見えない中、今後どのように感染者が増えていくか、また収束していくか見えないわけでございますが、そういった面では今後医師会とも相談をしながら、どのような使い道があるかというのを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(委員長) 加藤委員、まだ幾つかありますか。

(加藤) あと、取りあえずは4項目なのですけれども。

(委員長) 分かりました。一回、では休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

(加藤) はい。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時15分)



(開議 午前10時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、コロナ対策でマスクをしております。そしてまた、アクリル板もありますので、声が反響したりとか、大変聞きづらい状況になっております。ですので、ゆっくりと、はっきりとマイクに近づけて質疑、そして答弁をお願いいたします。

(加藤) それでは、53ページのところに行きます。

中学校ふれあいサポート事業の関係なのですけれども、これ小学校のほうもやったかと思うのですが、これは音声で読み取りにくい、そういった子ども、児童生徒のというふうなことなのですけれども、小学校、中学校全校にというふうなソフトをというふうな話だったかと思うのですが、実際にこれを利用する子どもたちが各学校にどのぐらいいらっしゃるのか、それとこれをどういうふうにするのか、この買ったものをどういうふうな利用の仕方をするのか教えていただきたいのですけれども。

(学校支援課長) 中学校ふれあいサポート事業の音声読み上げソフト購入につきましては、現在対象の中学生は10名でございます。こちらの読み上げソフトを使用しまして、先ほど申し上げましたが、デイジーというデジタル教材の読み上げに使用するものでございます。

以上です。

(加藤) これは、特別支援学級ではなく、普通クラスの中で使うものなのですか。ちょっと私もどういうものなのかはっきり分からないので、お聞きするのですけれども。

(学校支援課長) 通常学級の生徒及び特別支援学級の生徒、読み上げが難しい生徒に対しまして、1人1台の学習者用情報端末、こちらのほうを活用することを想定しましての購入となります。

以上です。

(加藤) 先ほどだと各学校に1台というふうにならうと聞いたつもりだ

ったのですけれども、1人1台になるのですか。それというのは、では周りの生徒たちもその人はそうだとということが理解される中で、そういうふうに使えるところになるのですか。もしほかの同級生から、あいつ何だみたいな、そういうふうなことが一切ならないような、そういう使い方ができるわけですか。ちょっと分からないので、すみません。

(学校支援課長) この読み上げソフトが必要な生徒に対しましてインストールをしまして、それぞれ教科、授業で可能な教材に対しまして使用する状況が考えられます。

以上です。

(加藤) 使用するのは分かるのですけれども、だから周りの同級生から見ると何の違和感もなく、それが通常使えるような形での利用の仕方になるのですか。

(教育部参与) お答えいたします。

これは読み上げソフトだけですので、中の教材については教科書等は無償提供されています。申請をしなくてはなりませんので、申請する段階でご本人、もしくは保護者が申請をするということを想定していますから、使いたいというお子さんに使える環境を整えるという、そういうふうにご理解いただければなというふうに思います。

以上です。

(加藤) 何の違和感もなく、そういうふうに使えて勉強ができるということであれば、それはいいというふうに思うのですが、いろいろと今はそういうことに対して、そのことによっていじめに派生するとか何かというふうなことになったらちょっと心配かなと思ったので、聞いたのですけれども、ではいいように利用していただけるというふうな理解をしたいというふうに思います。

では、最後です。59ページのところのスポーツ課の関係なのですが、先ほどの説明ですと、今までこれは天神のテニスコートで借りていたのを売却したいということで、2面だけを購入するというふうなこと。私これを見たときに、全く新しいテニスコートを造るのかなと思いましたの

で、ここに実際のテニス人口はどのぐらいいて、新しく土地を購入してテニスコートを造るという予定なのかなというふうに思ったので、一応ここに出したのですけれども、では2面だけ購入して、2面は今までどおり借りたままですというか、そういうふうになるのでしょうか。

(スポーツ課長) 今回地権者の方が亡くなられて、相続税の関係で公園、テニスコート4面ございますけれども、そちらを売却したいというお話がございました。今回につきましては、そのテニスコートについては2面、あと含めて隣接している公園もということでお話なのですけれども、こちらに関しては残り2面につきましては今までどおり借用という形で、2面購入、2面は引き続き契約期間内借用という形で考えております。

以上です。

(加藤) 金額として1億951万5,000円、かなりの金額なのですが、どのぐらいの土地面積なのですか。

(スポーツ課長) 今回のテニスコート購入面積につきましては、公簿面積2,235平米を購入面積として考えております。

以上です。

(橋本) それでは、通告したので。説明されたのですけれども、29ページ、障害者自立支援給付システム改修委託料。これ先ほどもちょっと説明を受けたのですけれども、再度ちょっとこの内容をもう一度お伺いしたいと思います。

(障がい福祉課長) 障害者自立支援給付システムの内容についてお答えいたします。

障害者自立支援給付システムは、障がい福祉サービス施設や事業所が行ったサービスを国保連合会へ請求して、国保連合会から各市へサービスの請求を行うときにデータを受け取るシステムとなっております。

以上でございます。

(橋本) 分かりました。

では、次31ページ、次世代育成・子ども子育て支援事業、子ども食堂応援金について。これも先ほども説明を受けたので、これの内容をもう一

度詳しく教えていただきたいと思います。

（こども応援課副参事）子ども食堂応援金についてご回答いたします。子ども食堂運営団体は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から休止を余儀なくされております。このような中、従来実施していた食事の提供活動の代替として、新しい生活様式に見合った子ども食堂の実施や弁当、食材等の配布、配達などを各団体が工夫を凝らしながら、子どもたちの食を確保する活動を継続していただいております。今後も地域で子どもたちを見守る取組を行っていただきたいため、今年度に限り子ども食堂応援金を創設しまして、子ども食堂等運営団体に交付するものです。令和元年度までに実績のある団体のうち、今年度新しい生活様式に見合った食堂や弁当、食材の配布などを行う子ども食堂と運営団体を対象とし、1団体10万円を6団体に交付するものです。

以上です。

（橋本）これ私も一般質問でいろいろ、今まで子ども食堂を支援してねと言ったら全然やってくれなかったのですけれども、これ今こんな状況で子ども食堂応援金ということで、今年度限りと言っていました、これ当然来年度、本来ならこういった宅食より子ども食堂を開催したほうが子どもにとってはとてもいいと思うのですけれども、来年こういったコロナが終結して子ども食堂をまた開催したとき、市でまたこういった応援金とか支援金をすることがあるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

（こども応援課副参事）新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、令和2年度限定の交付金として考えております。来年度に向けては、内閣府の地域子供の未来応援交付金の活用を検討しながら、子ども食堂団体だけではなく、子どもと支援を結びつけるネットワークを形成していけるよう準備をまいります。

以上です。

（橋本）では、ぜひよろしく願いいたします。

次に、35ページの地域子育て支援事業の、オンラインでの相談というふうに先ほどご説明を受けましたが、これどのような相談と、対象はどう

なのか教えていただきたいと思います。

(こども応援課副参事) 子ども・子育て支援交付金の新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業として、テレビ電話を活用した相談支援を鴻巣市子育て支援センターと寺谷保育所なかよし広場の2か所で行ってまいります。対象は、未就学のお子さんのママやパパ、これからママやパパになる方も参加できます。相談内容としては、身体の発達、離乳や離乳食、しつけについてなど、育児全般が考えられます。オンライン導入に当たりましては、埼玉県が少子化対策協議会子育て支援ワーキングを開催しまして、県内自治体で意見交換を行っております。県や既に実施している自治体の意見も参考にしながら、セキュリティ対策を講じて実施してまいります。

以上です。

(橋本) これ寺谷でオンラインということは、全ての人が寺谷の保育園ですか、そこの方と相談を受けれるということで考えてよろしいのでしょうか。

(こども応援課副参事) 寺谷のなかよし広場と、あと生出塚にあります生出塚保育所に併設されております鴻巣市子育て支援センター、その2か所で開催を予定しております。

以上です。

(橋本) 分かりました。

次、41ページの生活保護扶助事業、この返還金の内容と生活保護の現状の状況についてお伺いしたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) まず、返還金の内容でございますが、令和元年度の生活保護扶助費の精算の結果、国庫負担金及び県負担金の返還が生じました。生活扶助費等国庫負担金が938万3,745円、法73条該当の県負担金が82万9,946円の計1,021万3,691円の返還金が生じたものです。

次に、生活保護の令和2年度7月末現在の状況でございますが、保護世帯数672世帯837人、保護率は0.72%となっています。前年同月656世帯823人と比較いたしますと、世帯数で2.4%、受給者数は1.7%の増加とな

っています。世帯別で見ますと、高齢者世帯が344世帯と多く、全体の51.2%を占め、前年同月の49.8%から増加しております。今後も高齢者世帯の割合が大きくなると見込まれます。また、障がい者世帯119世帯、17.7%、傷病世帯91世帯、13.5%となっております。

以上です。

（橋本）生活保護の状況で、今は当然コロナの問題でかなり世の中厳しい状況だと思うのですが、コロナで失業したとか、そういう関係の方というのは今まだいないのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）コロナの影響でございますが、現在社会福祉協議会で生活福祉資金等の貸付けを行っております、その影響で出てくるのが恐らく10月以降、11月ぐらいではないかということで社会福祉協議会のほうからお話のほうを伺っているような状況でございます。

以上です。

（橋本）分かりました。

次に、同じ41ページの予防接種事業、こういう質問がいいのかどうか分かりませんが、子宮頸がんワクチンが、積極的な勧奨はしていないということですが、たしか3月までにやらないといけないとか何か、そんな話をちらっと聞いたのですが、今この子宮頸がんワクチンの状況というのはどうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）子宮頸がんワクチンの対象年齢といたしましては、小学6年生から高校1年生相当の女子が対象となっております。接種者の状況でございますが、令和元年度は延べで8人でございます。平成30年度につきましては、延べ5人といった接種状況でございます。

以上です。

（橋本）かなり本当少ないと思うのですが、これに対して市としては何か、いろいろワクチンの副作用の問題もあると思うのですが、何か周知とか、勧奨とか、そういうことは今はしているのでしょうか。

か。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）積極的な勧奨というのはやはり差し控えをしておりますが、毎年4月に広報のほうに定期的予防接種、また行政措置予防接種ということで一覧表を載せてあります。そちらのほうに対象年齢を記載いたしまして、該当となる方へ周知をしております。また、9月号の広報に子宮頸がんとHPVワクチンについて保健センターのほうから市民の皆様へ情報提供をさせていただいて、子宮頸がんを予防するにはワクチンを打っていただくこと、また定期的に子宮頸がん検診を受けていただくことの大切さにつきまして周知をしていく予定でございます。

以上でございます。

（橋本）分かりました。

では、その次、51ページ、教科外教育推進事業。修学旅行のキャンセルの補助金というやつですか。これ今修学旅行って中止とか延期とかされて、本当に今、2年生なのか分かりませんが、大変かわいそうな状況ではないかなと思うのですけれども、この修学旅行とか林間の代替りの代替案とか、そういうのを今検討しているのか、それだけちょっと伺いたいと思います。

（学校支援課長）修学旅行の状況につきましては、現在各校が予定どおり実施または中止、または延期で計画をしております。現在中止で、先ほど申し上げましたが、キャンセル料のかかっている学校が小中学校合わせて6校ございます。それぞれ中止または延期としておりますけれども、代替案として実施する学校もございます。内容を変える、また時期をずらして規模を縮小するという、行き先地を変更する等の縮小をして実施する学校もございます。

以上でございます。

（橋本）分かりました。ぜひ何かしらの思い出づくりをしていただきたいと思いますけれども。

それでは、同じ51ページの小学校ふれあいサポート事業、これ前任者も質問したので、重なってしまうのですけれども、先ほど中学生は人数聞

いたのですけれども、小学生は一体何人いるのか、まずちょっとお伺いしたいと思います。

（学校支援課長）小学校ふれあいサポート事業につきましては、先ほどご説明いたしました中学校と同様、デジタル音声教材デイジーの読み上げソフトを購入いたしますが、その対象となる小学生は現在12名、全小学校の中におきまして12名おります。

以上でございます。

（橋本）私も視察でデイジーをやっているところを本当に小学生と、全然見えないという、こんなふうにはしか見えないのかというのを見せてもらったのですけれども、今こういうソフトを導入するということでありましたけれども、これまでソフトを導入していない今の現状、そういった子どもたちはどういうふうに勉強していたのか、どういうふうに指導していたのかちょっとお伺いしたいと思います。

（学校支援課長）読みに困難な児童生徒につきましては、各校特別支援教育支援員がついたり、またそのご家庭で保護者のほうで用意をして、必要な場合に使用している状況でございます。

以上です。

（橋本）そういった障がいがあるということはもう先生も皆さん知っているということで、そういった特別なことをやっていたということで理解してよろしいのでしょうか。

（学校支援課長）学校のほうで児童生徒の様子から判断して把握することもございますし、保護者のほうから申出があって対応するというのもございます。

以上です。

（橋本）次、53ページ、青少年健全育成イベント開催事業、これもほかのもの全て事業中止の減額だと思うのですけれども、こういったいろんなものがイベントがなくなっている状況なのですが、こういったものの代替とか、そういうものは検討しているのか伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）青少年健全育成イベント開催事業でございますが、こちらは鴻巣市青少年健全育成市民会議と共催で本

年度、次の事業を実施する予定でございました。1つ目が家族ふれあい魚つり大会、それと青少年健全育成市民の集い、それと郷土かるた鴻巣大会、あとジュニアリーダー資格認定研修講座、チャレンジスクールでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、事業は中止ということで決定いたしました。代替案についてはございません。例えば市民の集いは、実施はしませんが、児童生徒の夏休みの作品の募集は行って、賞品等の購入はしていく予定でございます。

以上です。

（橋本）分かりました。

あと、59ページ、図書館管理運営事業1,720万ですが、これ電子図書館の委託料ということで聞いたのですが、これは何冊分を予定しているのかと、またこれ毎年補正、この金額と同じような金額がかかってくるのかお伺いしたいと思います。

（教育部参事兼生涯学習課長）今回ご審議いただいております補正の金額につきましては、新たな図書館システムを構築する経費として計上させていただきます。その中に電子図書館の構築も含めているということで、全ての金額が電子図書館の構築ということではないということとをまず説明させていただきたいと思います。導入当時、当初約1,000冊の蔵書を予定しております。電子図書館のほうで最初に1,000冊ぐらいの蔵書を予定しているということです。構築後の経費ですけれども、先ほど申しましたとおり、今回の補正額は図書館システムの構築でありますので、翌年度から電子図書館の購入費ということでかかってくるかと思えます。ただし、現在の図書館の本につきましても指定管理料の中で購入していただいておりますので、電子図書館の蔵書を今後増やすに当たっても指定管理料の中で購入していただく予定となっております。

以上です。

（橋本）ちょっと私も電子図書館って理解があまりできないのですけれども、例えば同じ本を何人かが、借りる本があるわけではなくて、電子なので、何人が同じものを同時に借りれるのかとか、そういうのってあるのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 電子図書館の場合には、市がまずライセンスを1冊当たり買うことになりますので、そのライセンスを1つしか買っていない場合にはお一人様しか電子図書館で閲覧ができないと。もしこの本については利用が多いただろうと見込まれる場合には、現在の図書館と同様、同じ本のライセンスを2つ、3つ買っていくことも考えられますので、その際には2人、3人が同時に閲覧できるということになります。

以上です。

(橋本) ということは、あともう一つ、1年単位なのでしょうか、それともまたこれ一回ライセンスを買ったらあと何年もずっと続けられるものなのかお伺いしたいと思います。

(教育部参事兼生涯学習課長) 電子図書館の蔵書の中には何種類かありまして、期限が決まっているものがあります。それにつきましては、1回のライセンスで2年間有効だというもので、または52回貸出しがあった場合にはライセンスが消滅するというものがあります。ただ、そのほかに期限がないもの、要は一回ライセンスを購入すれば延々と電子図書館のほうで閲覧ができるというものもございまして、比較的新しいもの、また人気があるものについては2年間、もしくは52回の利用があるまでということになっております。

以上です。

(橋本) 59ページの鴻巣地域体育施設管理運営事業、用地購入費で、これ私ちょっともう一度再確認なのですけれども、場所は天神ってあのマンションの横、鴻中が使っているテニスコートでしょうか。ちょっとそれだけ聞きたいと。

(スポーツ課長) 天神のテニスコートにつきましては、鴻巣中学校が部活動で利用しているテニスコートになります。

(橋本) そうすると、これいつもよく見るのですけれども、今って鴻中の部活で使っている以外に一般の利用とか、そういうのって貸出しとか、そういうのをしているのでしょうか。

(スポーツ課長) こちらにつきましては、通常ですと鴻巣中学校テニス

部が部活動として平日夕方、土日の午前中、それ以外につきましては他の団体、複数団体ありますけれども、通常のテニスコート同様、一般の団体も利用しております。

以上です。

（金子） それでは、何点か質問いたします。

初めに、37ページから39ページの児童センターに関することでございます。先ほど説明の中では、上限が50万円ということで説明がございました。上限が50万円といたしますと、上限ですので、例えば48万円とか45万円とか、そういう形で、実質的なものということで必要額に応じたものかなと、そういうふうな考え方もできますけれども、見ますと全部が50万円ということになっておりますけれども、これの、上限ですから50万円以上になることはないのですけれども、設定理由とか、それに応じて、50万円に応じて例えば需用費と備品購入費、これが各児童センターの中で、主というよりも2つしかないので、単純に申し上げますと各児童センター、児童数とか、そういうふうな割合の中で消耗品、例えばマスクとか、そういうものについて、それについてはあてがってあるのかと。また、備品購入となりますと、施設用の備品ですね。そうしますと、ちょっと備品というと結構物が高いということで、また後々にも使えるのではないかなということで備品ということで管理されると思うのですけれども、合わせて50万円というふうな感じのところはちょっと見受けられるのですけれども、そういうふうなこの50万円の設定、それについてちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

（こども応援課副参事） 児童センター管理運営事業については、国の二次補正の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として今回新たに児童厚生施設も含まれまして、10分の10の補助割合で1施設50万円の補助基準額が示されております。補助基準額内で自動手指消毒器やタッチレス水栓、空気清浄機、網戸、消毒液など、児童センターごとに必要な備品や消耗品等を計上しております。

以上です。

（金子） そうしますと、各児童センターの希望により消耗品にしても備

品にしても発生していると。段取りというか、取り寄せていると、購入しているような形でございますけれども、この各児童センター、何か特色とか、その購入品についてやはり、何か特色というか、違いがあるのかどうかちょっとお聞きいたします。

（こども応援課副参事）タッチレス水栓につきましては、川里、吹上、北新宿はもう既についておりますので、それ以外の児童センターで設置の予定になっております。また、自動手指消毒器につきましては、全部の児童センターで1台ずつ用意をいたします。空気清浄機につきましては、各施設1台から4台用意をしたいと考えております。網戸につきましては、鴻巣児童センター、箕田児童センター、吹上児童センターで設置の予定になっております。トイレ便座ディスペンサーというものも全部の児童センターで設置する予定になっております。また、滅菌庫というのが各児童センターにございますので、その殺菌と電気の蛍光管、そちらも全てのところで購入する予定になっております。

以上です。

（金子）それでは、その中で北新宿児童センターの管理運営事業、この児童センターの中ではこのところが何か委託料、配線作業委託料ということで1万8,000円ですか、計上されておりますけれども、これにつきましては项目的に該当するというので当然これは値するのだとは思いますが、けれども、ちょっとここがほかのところとは違うのかなということでございますので、ちょっと詳しく説明お願いいたします。

（こども応援課副参事）北新宿児童センターの委託料につきましては、幼児室の既設のコンセントが安全のために書架の上でございます。空気清浄機を設置するにはコードが浮いてしまいまして、乳幼児には危ないため、床に近い書架の背中にコンセントを設置するための委託料となっております。

以上です。

（金子）そうしますと、今せっかくですから、この金額の範囲で、ほかのところというのはこういう点はチェックされて、当然大丈夫だということであるかとは思いますが、安全性ということで考えました

らば、ほかのところは十分だということで判断がされておるのかどうかお聞きします。

(こども応援課副参事) 北新宿児童センターにつきましては、新設で2月に開設したばかりです。安全のためにコンセントが上についております。ほかのところは、下から取れるように設置されておりますので、大丈夫です。

以上です。

(金子) そうしますと、その備品とか、これにつきましては、購入時期とかにつきましては、これは時期的にはいつまでということで期限がございませうのでしょうか。

(こども応援課副参事) コロナ対策の用品ですので、なるべく早めに用意をしたいと思っております。網戸につきましてはもう既に流用対応でさせていただいているところもございませう。吹上の児童センターにつきましては先に流用させていただきまして、補正予算が通りましたら流用戻しということで対応させていただいております。それ以外のものにつきましてもなるべく早く用意をしたいと考えております。使用につきましては、今年度いっぱい予算となっておりますので、それで対応させていただきます。

以上です。

(金子) 今の回答の中で、本年度いっぱいということでございませうね。そうしますと、消耗品とかにつきましては今年度いっぱいを見越して、それで十分大丈夫だということで準備されるのかどうか、それとも足りなくなった場合についてはほかのところから流用とか、補助事業として補填ができるのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

(こども応援課副参事) 50万円の限られた予算ですので、足らなくなりました場合には予算残があるところから流用させていただいて購入したいというふうに考えております。

以上です。

(金子) それでは、次でございませう。

それでは次に、55ページのところでございませう。55ページの、これは公

民館の関係でございます。公民館運営事業ということで、管理運営事業ということでございます。この中で、やはり1つが、先ほどもお話がありましたけれども、説明の中で1つが笠原の公民館管理運営事業、これにつきましては何か天井の雨漏りということでございましたですね。その確認です。それと、これにつきましては今回コロナの関係ではなくて、一般的な修繕ということで出されたのか。これ時期的には台風というか、雨の多い時期だったのだなと当然思いますけれども、これと田間宮も、これは令和3年度実施ということで、これは防水のほうの関係で、やはり雨漏りの関係があったということで、これは設計の委託料ということで、これはもう実施する予定ということで委託されるということだと思うのですが、これ実際が今雨漏りしているところということで、こちらにつきましては何か修繕等で、保全対策ということで今されているのか、ちょっとこれについて。同じ雨漏りということで考えてまいりますと、これについて計上されておりますけれども、ちょっと詳しく内容的なものもお聞きしたいと思います。

（教育部参事兼中央公民館長）お答えいたします。

まず、笠原公民館の管理運営事業の修繕の関係ですが、こちらのほうにつきましてはコロナとは関係ございません。部屋というよりも、ロビーから体育館に向かう通路の天井の部分になります、場所としては。すっかり、少しカビがちょっと発生を、今年雨も多かったりしたせいもあるかも分からないのですが、過去にも雨漏りしたせいでカビが生えている部分あるかなと思うのですけれども、ちょっと滴り落ちるときがあるということで確認しまして、トップライトといたしまして、明かり取りなのです。ここで過去に屋根の部分の防水をしまして、そのトップライトのところも隙間のシーリングというところ、こちらのほうもやったのですが、ちょっとそこについては施工の業者さんのほうで一回見ていただいて、そこは改修をしました。ただ、今回トップライトのプラスチック製のカバーがやっぱり割れておりまして、その部分からちょっと雨漏りをしているのではないかとということで、全部で5か所明かり取りがありまして、全てのトップライトのカバーがひび入っておりまして、それを

交換するものでございます。することによって雨漏りは解消されるのかなというふうに業者さんのほうから伺っております。

続きまして、田間宮生涯学習センターのこちらのほうですが、委員さんのご指摘のとおり、今年はずは設計をいたしまして、来年度の改修費にどのくらい費用がかかるか、全体を屋根のほうの防水やり直しますの、どのくらい費用がかかるかというところを検証するために業務委託を出しているものでございます。こちらのほうにつきましても通常のコロナとは関係なくて、視聴覚教室の、こちらはちょっと部屋のほうの天井です。ただ、雨の具合によって、毎回雨が降ると雨漏りをしているというわけではないのですが、ただ視聴覚教室の上以外も風等で結構、シートという防水シートも貼ってあるのですが、それが風で大分剥がされている部分がありまして、数か所ありますので、この際一応全部シートをやり直すという形で業務委託を執行するものでございます。

以上です。

（金子）今雨漏りということで説明がございましたけれども、田間宮の生涯学習センター、設計委託料ということで設計されるということでございますけれども、これは予算的にというか、学習センター自体がもう結構古いと。こういうふうな防水、屋上とか、そういうふうな防水シートとか、その貼り替えとかというのは結構古い建物ですと発生することがありまして、これも結構な大きな額になりますので、単純に、参考ですけれども、ほかの公民館とかについてはこのような懸念があるのかどうか、あるとすればいつ頃になるのか、ちょっと参考に、分かる範囲でよろしいですので、お聞きいたします。

（教育部参事兼中央公民館長）お答えいたします。

田間宮生涯学習センターは平成11年にできまして、今年で21年というところで、ほかの公民館に比べて古くはないですが、20年以上経過をしております。田間宮生涯学習センターの場合につきましても、過去にもちょっと視聴覚の、結構視聴覚広いものですから、そこでやっぱり雨漏りが倉庫のほうでちょっと発生したようです。それを直したのですが、雨漏りということで必ずしも真上のところから滴り落ちるわけではなくて、

建物を伝わって起きてくるということも考えられますことから、今回ほかのシートも剥がれているところで直すわけでございます。ほかの公民館につきましても、先ほど笠原のほうでトップライトの関係が出ましたが、そこ以外からは大きな雨漏りまではちょっと報告は受けていないのですが、鉄筋コンクリートということで頑丈にはできているのですが、やっぱり雨の吹き込みとかで窓とかサッシのところのゴムが劣化してきて、中央公民館なんかはちょっとサッシのところから雨が吹き込んだときにはというのは少しずつ聞いていますが、大々的な改修まではなくて、それは適宜修繕の範囲内でやっていけるかなと思っております。当然田間宮よりも古い箕田公民館とかあたご公民館とかも若干、雨漏りというよりも大規模修繕というのをやっぱりこれはいずれはやらなくてはならないかなとは思っております。

以上です。

（金子）防水のほうとか雨漏りとかについても適時段取りをしていただければと思います。

この公民館の関係で、ここに出ているのを見てもみますと、やはり公民館のほうの講座開設事業ということで、開催事業、公民館講座開催事業ということでせっかく準備をされて、これから皆さんのほうにお披露目しようかなというふうな感じだったとは思うのですけれども、これにつきまして講師等の謝礼とかは報償費ということで使われないということで返還されるかと思うのですけれども、これについては講師の方に申し訳ないのですけれども、まるっきりその講師謝礼というのが、実際は行っていないわけですから払う必要ないのでしょうかけれども、その講師の謝礼、実態としてどのような段取りということでされているのか。また、今回講師というか、この講座を開催されないということでございますので、今回限りで中止で、何も次年度につなげることがないのか、それとも次年度に回されるのか。いろいろな体制づくりというか、段取りづくりがあるかとは思うのですけれども、その方向性について今後どういうふうに扱うのかお聞きいたします。

（教育部参事兼中央公民館長）ご指摘のとおり、講師さんのほうにはご

足労願って今事業計画を立てたり、そういうことで、あと場合によっては材料費の購入とかというのもございます。そのようなことから、あと講座の開催に当たりましては広報の「かがやき」のほうに掲載することになりますので、大体開催のいわゆる受付とかの2か月前からの決定をしなくてはならないという中で、なかなかコロナの中で4月、5月の休館のときに6月、7月の講座の開催をするというのが結構厳しい局面でございまして、その点については講師さんとお話をさせていただいて、スケジュール等も調整させていただいた上で、先ほど委員さんのお話にありました次年度とか、延期とか、それについても何件かしております。中央公民館ですと6講座を延期をしたりとか、田間宮の場合には7講座を延期したりとか、それは季節だとか、講師さんと協議した上で、可能な限りいわゆる学習の機会を増やしていければと思っております。いわゆる補償等につきましては、申し訳ないのですが、講師さんのほうにはお支払いというのは考えておりません。

以上です。

（織田）では、2点ほど質問してまいります。

最初に、補正の35ページの保育課、民間保育園等補助事業につきましては先ほどの説明で分かりましたので、この質問はいたしません。

それで、最初の質問は、468万円の病児・病後児保育事業についてお聞きします。

（委員長）ページ数は何ページになりますか。

（織田）ページ数は35ページです。同じページの民間保育園等補助事業の下のところの病児・病後児保育事業、12、委託料のところについてお聞きします。

この病児・病後児保育室、私結構期待していまして、今までヘリオス会まで行かなければいけなかった。大変遠かったのです、市内の方は。それで、期待はしているのですが、先ほどの説明で、8月になったので、今回マイナス補正になったということでした。なので、その8月になった理由と、それから今後のスケジュールについてお聞きしたいと思えます。

(保育課長) まず、8月になった理由なのですけれども、当初予定していた場所が貸主さんの関係で借りることができなかったのです。その後事業者さんのほうで今の開設場所を探しまして工事を進めたことによつて、8月にちょっと延びてしまったような形になっております。

今後のスケジュールなのですけれども、一応8月25日に開室をしております。既にもう開室をしておりますので、8月分からの委託料ということで今回減額をさせてもらっているような形になっております。

以上です。

(織田) そういうことだったのですね。よく分かりました。

それでは、もう一つは53ページから59ページまでの青少年健全育成イベント開催事業から、生涯学習、そして公民館費のところ全てなのですが、コロナ対策まで全てマイナス補正になっているのですが、この執行されなかった補助金の処理の仕方について教えていただきたいと思ひます。

(教育部参事兼生涯学習課長) ご質問にお答えしたいと思ひます。青少年健全育成イベント開催事業から生涯学習課、公民館ということで3課にまたがりますので、一括して私のほうからご説明させていただきます。事業中止等により不用な額が生じたもので減額補正を今回させていただいたのですが、減額した補正額につきましては新型コロナウイルス感染症対策基金積立金に積み立てるということで聞いております。

以上です。

(諏訪) 7点通告をいたしましたけれども、1点は取り下げます。31ページの次世代育成子ども・子育て支援事業、先ほど前任者が尋ねて、私の聞きたいこともありましたので、取り下げます。

まず、27ページ、生活困窮者自立支援事業でございます。こちらのほうが、相談の件数と相談の内容をまず伺いたいと思ひます。

(健康福祉部参事兼福祉課長) それでは、お答えいたします。

自立相談支援事業委託料819万円でございますが、主にこのうち800万円が人件費の増となっております。こちらは、鴻巣市社会福祉協議会の委託料の増額でございます。そのうち先ほどパソコンの部分につきましては、当初今予定としておりますのは17万3,800円のウェブカメラ対応のP

C、パソコンを購入する予定となっております。

以上です。

（諏訪）すみません、相談の内容と件数を伺いたいのです。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、件数ということなのですが、一応これ補正で、今回承認いただきまして増額ということになりますので、すみませんが。

それと、内容でございますが、自立相談支援事業の内容なのですが、生活困窮者への相談、支援プランの策定、生活困窮者の自立の促進かつ継続的な支援を行っていく事業でございます。

（諏訪）失礼いたしました。ただいまなののですが、要するに増額するということは支援内容が、支援の件数が増えているためかと思われましたので、今までにどういった相談内容が実態としてあったのかを伺いたいのです。要するに生活保護を受給していない方が生活保護に至るおそれがあるその水際でこういった相談事業を行っているというふうに認識しておりまして、社協さんが委託先となって相談を受け付けているわけです。ですので、その相談の内容、また必要な支援はどういったものが必要なのかというような、その事業プログラムに至った内容を伺いたいと思っています。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、現在把握している件数につきましては、事業や制度の問合せということでちょっとご勘弁いただきたいのですが、昨年度16件だったのでございますが、今年度につきましては7月末で413件ということで、大幅に問合せが増えている状況でございます。

それから、相談の内容ですが、低所得や失業等によりまして家計が苦しい、ローンや借入金の返済ができない、そういった職を探したいというような、貸付けを受けたいということの相談でございまして、年代的には40代から60代が現在多く、若干男性の方のほうが多いという状況となっております。

以上です。

（諏訪）前年度が16件で、今年だけでもう既に413件、大変な件数の増加

だと思っております。今回補正予算で、ここに人員的な配置がこの補正予算がついたときに委託先としてはどういうふうになるのか、もし分かるようでしたら教えてください。

(健康福祉部参事兼福祉課長)委託先ということによろしいでしょうか。一応今後につきましても鴻巣市社会福祉協議会に引き続きお願いしていく予定でございます。

(諏訪)委託先の社協さんが相談を受け付けて、自立に向けての支援のプログラムがきちんとつくられたもの、または生活保護に至らなければならないもの、そういったものがありましたらお願いいたします。

(健康福祉部参事兼福祉課長)現状ですけれども、コロナ禍におかれまして相談に行かれた方、その中で数件確かに相談に至っているケースもございますが、開始に至ったケースというのはほとんどない状況でございます。

(諏訪)そうしますと、自立支援に向けて社協さんの相談員がプログラムをきちんとつくれたという判断でよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長)社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付けをまず優先して行っている都合上、先ほどちょっと他の委員さんにご説明したとおり、10月から11月頃になって相談件数と保護の申請が多くなってくると考えております。

(諏訪)次は31ページ、放課後児童クラブ管理運営事業でございます。こちらのほうは、3月2日に一斉休校になった子どもたちの受入先ということなので放課後児童クラブがあったと思うのです。本当に鴻巣市いち早く運営を、開室をしてくれて、迷わずに開室したところに子どもたちを預けることができたということかと思えます。やはり自粛と補償はセットで行うというのは、これはもう常識のことだと思うのです。利用者さんの、要するに利用料に関しては前回の補正で決着がついておりますが、今回はその事業を行っている事業者さんの事業のいわゆる休業の補償という、休業と、また大混乱の中受け入れたところの補償ということで認識をしておりますけれども、こちらのほうが最初は田間宮放課後児童クラブと中央児童クラブと馬室児童クラブの3室だけが開室され

ていたと思うのですけれども、私の近隣の方も田間宮まで送っていくというのが大変だというふうに伺っておりましたけれども、その後徐々にほかの通常の放課後児童クラブも開室に至ったわけなのですけれども、実際には支援員さんの確保などを各放課後児童クラブがどのように行って、問題がなかったのか、そこを伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）諏訪委員さんの質問でございますが、まず新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、緊急事態宣言後、県内でもいち早く放課後児童クラブを原則休室として、休室に当たり医療従事者等の就業を継続することが必要な方の子どもの預かりを引き続き提供する必要があるございましたので、直営及び指定管理の放課後児童クラブ利用者については、田間宮及び馬室、中央放課後児童クラブに集約して受入れを行いました。緊急事態宣言解除後は、学校の分散登校に合わせて全ての児童クラブを開室したわけですが、8月末までは可能な限り利用の自粛を求め、密を避けるため、支援単位数を増やし、感染拡大防止のための対策を講じながら運営はしております。当然支援単位が増えると放課後児童クラブ支援員さんも必要となります。その辺の確保については、直営については会計年度任用職員とか登録してある方に連絡をして、募集等というか、採用等を行っております。また、指定管理事業者についても、当然支援単位が増えることによって支援員さんが必要な場合もありますが、その辺支援単位を増やす上で、指定管理者のほうにできるかどうか確認をして、支援単位を増やすということに努めております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、35ページの保育所費庶務事業でございます。こちらが委託料なのですけれども、保育業務支援システムを新たに導入ということで、公立の保育所のみというふうに伺いましたけれども、民間の保育園に関してのこういったシステムの導入というのは考えていないのかを伺いたいと思います。

（保育課長）今回公立保育所のシステムを導入するのですけれども、民間保育施設に対しましては以前から補助金がありました。平成28年度に

は7園、それから平成30年度には3園、令和元年度には2園が整備を行っております。各事業所、施設のほうにはこういった補助金のほうの説明をしまして、必要なところは利用していただいているという形になっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、民間も、遅れて公立がいよいよシステムを使いながら業務の簡略化といいますか、効率化を図るということだと思われるのですが、そうしますと保護者のほうではこのシステムにどのような影響があるのか伺います。

(保育課長) 保護者につきましては、現在、このシステムなのですが、登降園の管理ができるようなものになっております。実際に登園する際、降園する際には、今保護者の方が自分で時間を記入していただいているという形になっておるのです。今度につきましては、QRコード等を配布しまして、そちらでタッチしていただくという形になってきます。また、保護者への連絡、今回臨時休園という形を取らせていただいて、休園を延長する際にも職員のほうが1件1件連絡を取っているような形だったのですが、今回保護者の方に一斉にメールが送れるというような形になっていくかと思えます。

以上です。

(諏訪) 保護者さんのほうにはメールでの連絡ということになるのですが、そうしますと保護者さんはこういった端末を持つ必要があるのでしょうか。

(保育課長) 保護者の方は、自分のスマホだったり、自宅のパソコンだったりということで登録していただくような形になるかと思えます。

以上です。

(諏訪) 私も保育園に子どもを預けながら働いてきたのですが、やはり連絡帳がすごく楽しみだったのです。連絡帳などは今後なくするような方向があるのかだけ伺いたいと思えます。

(保育課長) 今回ちょっとどんなシステムが導入されるかということもあるのですが、連絡帳はもしやるとしても現在使っている連絡帳

を基にシステムのほうに入れていくような形になるかと思います。当然保護者との連絡についてはそういったシステムも使いながら連絡帳も活用するというようになっていくかと思うのですけれども、ちょっとその辺についてはまだシステム、どんなものが導入されるかによってちょっと変わってくるかと思います。

以上です。

（諏訪） そうしましたら、次は41ページの地域医療体制整備基金積立金でございます。前任者がたくさん聞いてくれましたので、私といたしましては病院の進捗状況を、まず県のほうの計画の状況を伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） まず、県の計画の状況でございます。第7次埼玉県地域保健医療計画でございますが、通常ですと令和2年度に見直しを行い、令和3年度公募を行う状況でございました。先日県に問い合わせたところ、やはり新型コロナウイルス感染症の関係でその時期については今のところ未定ですというようなお答えをいただいております。

県の状況としては以上でございます。

（諏訪） 県央のこの地域では、まだ78床が一応前回の計画では達成していないと、不足しているというふうになっておりますけれども、これがそのまま数字が移行するのかどうか分からない状況なのですけれども、私も県のホームページ見ましたところ、少し7次の計画が変更されていまして、要するにドクターを養成しますというのが変更の条件になっていまして、その中にベッド数のことも若干触れられておりまして、以前の計画がまた、令和5年、2023年の状況が書かれておりました。こういった中で、鴻巣が総合病院を誘致するのだと、二次救急を必ずつくっていくのだというその優先度の表れが今回の補正予算なのかどうかなのですけれども、病院誘致のいわゆる実効性といいますか、をどのように市は考えて今回補正をつくるのかを伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） 現在のところ、誘致する病院をはじめといたしまして、規模ですとか医療機能、また支援内容等はまだ実

際のところ詳しくは決まっておりません。具体的な基金の金額というのがどのくらいまでというのは設定できないのですが、他自治体の先進事例を見ますと相当の経費が必要なが見込まれておりますので、市の財政状況等を総合的に勘案する中で今後も計画的に積立てをしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）優先度が高い地域医療体制整備基金だということによろしいわけですね。私も大分前に別の件で、休日診療の件で一般質問で取り組んだ際に、この基金の使い道としてはその方向性もあるようなニュアンスを受けたのですが、今後インフルエンザがどれぐらい猛威を振るうか分からない、またコロナの状況がどうなるのか分からない、そういったときのための整備としての基金の用途を考えているかの確認をしたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）むしろ今後、秋以降はインフルエンザの流行も考えられますし、また新型コロナウイルスもどのような形で今後増減、患者さんがしていくか分かりませんので、そういった新型コロナウイルス、インフルエンザ等の対応につきましても視野に入れた積立金というふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）では、ただいまの質問の最後になりますけれども、地域の医師会とも今後意見の交換をしながらこの基金についての使い道を考えるというふうに他の委員の質問に答えていらっしやいましたけれども、医師会との意見交換というのは年に何回ぐらい行われていらっしやるのか、また今後この議題に基金を明示するかどうか分かりませんが、そういったことも視野に入れながら医師会と検討するのかどうか確認したいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）医師会の先生方とのいろいろご相談の機会というのは結構、月に1回理事会を先生方開いておりますので、必要があればその都度ご相談に上がって、こちらの行政としての考え方と先生方のご意見を、行政の考え方をお伝えいたしまして、先生のほう

からいろいろなご意見もいただいております。

すみません、あともう一点、もう一回お願いいたします。ご質問、すみません。

(何事か声あり)

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) よろしいですか。

以上でございます。

(諏訪) 次、51ページでございます。小学校、中学校の教育用パソコン設置事業でございますけれども、これ小学校、中学校分かれています、このG I G Aスクールサポーター、国がちゃんとお金を用意するということが当市もやるのだということだと思われるのですが、G I G Aスクールサポーターの委託をするわけですが、その委託先などがもう決まっているのかを、考えていらっしゃるのか確認したいと思います。

(教育総務課長) それでは、お答えをさせていただきます。

委託先でございますけれども、I C T環境を活用しました教育方法につきまして知識とか経験、指導経験があるところに委託をするという予定でございます。これから予算をお認めいただきましたら、それから選定をするという形で考えております。

以上です。

(諏訪) 実際に子どもたちがI C T教育を受ける上で、大変な思いしないでそれらが使えるようにということだと思われるのですが、マニュアルをつくったり、そういったことになるかと思うのですが、その委託の内容、契約内容というのですか、ある程度こういったことを委託します、業務内容ですね、を伺いたいと思います。

(教育総務課長) まだ業者は選定しておりませんので、細かいところまではお答えすることできないのですが、今のところの計画ですと児童生徒1人1台の学習者用端末が整備される予定でございます。そちらを活用するための計画の策定ですとか、あとパイロット校というところで学校のほうを小学校2校、中学校2校を設定しまして、そちらのほうを中心に活用方法について指導していただく予定となっております。そこで得た知見をほかの学校にも横に展開していこうと、そんなことを

考えております。

以上です。

（諏訪）ただいまパイロット校というふうに聞こえましたけれども、そうしますとそこにサポーターが常駐するということによろしいのでしょうか。

（教育総務課長）常駐といいますか、必要に応じてその活用の仕方について支援に伺って指導するというようなことを考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、子どもだけではなく、教師においてもG I G Aスクールサポーターさんの支援を受けながら、実際の使い方だとかいうものを教わるということによろしいのでしょうか。

（教育総務課長）何度も申し上げて申し訳ないのですが、これから実際その業者を選定してから内容については詰めていこうと思っておりますけれども、本市といたしましては学習者用端末を文房具のように使えると、そういったことを考えておりました、必ずしもこういうふうにやりなさいというような指導ではなくて、ふだんの授業の中でこういった活用ができるのですとか、そういった面について指導していただきたいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）では、最後の質問で、59ページの図書館管理運営事業でございます。こちらのほうが図書館の新たなシステムを更新するということですが、電子図書館ということで電子図書を扱っていくのだということによろしいわけですね。初めて、電子図書というのは当市においては図書館には配備されていないということによろしいのでしょうか。

（教育部参事兼生涯学習課長）委員のおっしゃったとおり、本市ではこれまで電子図書館は構築しておりませんので、初めての試みとなります。

（諏訪）そうしますと、その電子図書を、この構築が終わった時点では実際に図書を借りる方、電子図書を使いたい、借りたいという方はどういったものが必要になるのか確認したいと思います。

（教育部参事兼生涯学習課長）今後細かいところにつきましては、予算

成立後プロポーザルのほうで業者のほうが決まっていきますので、細かいことはちょっと分からないのですが、これまで運用している、電子図書館をやっている自治体の話なんか聞きますと、今回うちのほうで計画しているのが携帯型ということで、既存の図書館の貸出しする際に図書館の利用カードというのがあると思うのですが、それを電子図書館のほうでも使えるようなシステムにできたらなと考えております。そうしますと、利用者の方につきましては図書館を利用する上でIDを2つ持たなくても1つで済んでしまうと。利用する際には、スマホとかタブレット、またパソコン、そちらのインターネット環境があれば利用のほうはできますので、それが条件になってくるかなと思います。以上です。

（諏訪） そうしますと、ダウンロードして自分の端末で読むことができると、そういうことでよろしいわけですね。

先ほど1冊のライセンスを購入をすると、図書においては紙ベースの本の代わりにライセンスを1件購入をすることを伺いましたけれども、そのライセンス料というのですか、普通図書って1,000円から2,000円ぐらいするのですけれども、そのライセンスの費用を伺います。

（教育部参事兼生涯学習課長） お答えする前に、先ほど委員さんのほうでダウンロードするという表現があったかと思うのですが、決してパソコン、インターネット環境が整っている機材を使ってダウンロードして見るものではなく、架空の電子図書館というところのデータを見に行くだけですので、自分の持っている機器のほうにはデータは一切残らない形になりますので、そこだけまずご説明させていただいた上でご質問にお答えしたいと思います。

1冊当たりのライセンス料ということなのですが、今言われていますのは平均で2,800円程度ということで、普通の本の価格からしますと1.5倍から2倍程度するということで言われております。

以上です。

（委員長） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員は挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時14分)



(開議 午後2時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一通りの説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) それでは、決算についての質問を行ってまいります。

まず、151ページに行きます。生活困窮者自立支援事業ということでお聞きしたいと思えますけれども、この相談事業をやる中でどのぐらいの相談件数があるのかというふうなことと、自立支援者のその数、人数はどのぐらいいらっしゃるのかを伺います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) それでは、順次お答えさせていただきます。

自立相談支援事業では、生活困窮者への相談、支援プランの策定、生活困窮者の自立の促進かつ継続的な支援を行っています。令和元年度の実績ですが、相談件数は842件、うち新規相談が154件です。そのほか再度相談が688件、自立支援プランの策定に至った件数は15件でございます。自立者数については、把握はしておりません。

なお、この相談によりまして、フードバンクへご案内したケースが、食事の、お米等の提供したものが34件ございました。また、生活福祉資金ですけれども、生活福祉資金にご案内した件数が26件ございました。(令和2年9月8日開催9月文教福祉常任委員会会議録P.21「福祉資金にご案内したケースが26件、生活福祉資金につきましては6件ございまして、合計しますと32件になります」に発言訂正)

以上です。

(加藤) 新規の方が154件というふうなことだということなのですが、これはやはり今回のコロナ関係でのそういう相談に、件数の中に入るのでしょうか。あと、年齢層的に、前にも何か若い方のそういういろんなことがあるというふうな話もありましたけれども、年齢層はどのぐらいの方なのかをまずお聞きします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) コロナの影響ということですが、コロナの影響につきましては3月のみの影響ということで、コロナの影響は小さかったものと把握しております。それから、年齢層につきましては、40代から60代が多くなっております。

(加藤) これ決算ですから、まだ3月までのことなので、コロナの影響はほとんどないのかなと思うのですけれども、では新規の方というのは具体的にやはりどういった内容なのですか。フード、お米の関係とか、資金の関係とかというケースもありましたけれども、結局この34件とか26件あったという、そういう件数の中に新規の方が入っていらっしゃるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) まず、相談の主な内容は、あくまで低所得者、失業者、またそれから家計が苦しい、ローンや借入金等の返済ができない、職を探したいけれども見つからない、貸付けを受けたい、そういった方の相談が多くなっているのが現状でございます。今回コロナによるというのはちょっと、具体的なものというのは今回は新規でどうこうというものはございませんし、新たな新規の150件の相談というのは、そういった今説明したような自立相談に向けた内容の相談というふうになっております。

以上です。

(加藤) では、次行きます。

153ページのプレミアム付商品券の、昨年、今年は誰でもが一応申込みができるという、申請できるということになっていきますけれども、昨年は非課税世帯とか特定の方のプレミアム付商品券だったと思うのですけれども、この購入部数、予定したその部数と、あと実際に購入されたものがちゃんと利用部数との、どうその枚数になっているのかということが1点です。

(健康福祉部参事兼福祉課長) こちらにつきましては、商工観光課に確認しましたところ、商品券の購入冊数が3万125冊、枚数にしますと3万1,250枚です。1冊が500円で10枚つづりでございます。4,000円で購入することができる。総額が1億2,050万円でございます。商品券の使用額でございますが、こちらにつきましては非課税者と3歳未満の子育て対象者で、30万と23枚のご利用がございました。差し引きしますと1,227枚、金額にして61万3,500円分が使われなかったということでございます。

以上です。

(加藤) 今その使われていなかったという数字をいただいたわけですが、それというのは結局、せっかく購入されて使わなかったというふうなことになるのだと思うのですけれども、違うのですか。その辺ちょっとお聞きします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 申し訳ございません。こちらにつきましては商工観光で伺ったところですので、それ以外につきましてはの情報というのは、ちょっと私どものほうでは認識しておりません。

(加藤) では、次行きます。

157ページの福祉タクシー券との関係なのですけれども、この元年度からの福祉タクシーとデマンド交通の共通利用というのができるようになったかと思うのですけれども、その辺でどういうふうなあれで、トラブルもなく、うまくその辺が相互利用というのですかね、そういうふうな、結果的に何か分かりましたら。

(障がい福祉課長) それでは、福祉タクシーとデマンド交通の共通利用について、共通利用でどう変わったか、主なものについて挙げさせていただきます。

1つ目は、利用者数が増加しました。平成29年の438人から平成30年度で453人で15人増加であったのに対して、平成30年度、先ほどの453人から令和元年度522人となり、69人増加しました。2つ目、助成額が増加しました。平成30年度281万5,000円から令和元年度309万4,400円となり、27万9,400円増加しました。あと、年間利用金額が増加しました。実際に年間で利用できる金額です。平成30年度までは初乗り料金掛ける12枚でしたが、令和元年度からは1万円となっています。それと、利用者が一度に利用できる金額が増加しました。平成30年度までは初乗り相当額でしたが、令和元年度から上限がなくなりました。

以上の点が主に利用者としては変わった点だと思います。

(加藤) 利用者が増えて、多少便利をして生活できるようになったのかなと思うのですが、ただその利用が増えたというふうなことは、今までこの福祉タクシー券とかを利用されていた同人物なのか、それともそういういろんなことを情報を得た中で新しくこの福祉タクシー券を利用さ

れるようになったという実態があるのでしょうか。

（障がい福祉課長）人数が増えていますので、純粹に新しい人が入っていると思います。

（加藤）大いに利用していただければいいのかなというふうに思います。では、次へ行きます。161ページです。障害者自立支援給付事業ですけれども、これは先ほど、この補装具なのですが、いろいろ人それぞれの内容があるかと思うのですけれども、これ毎年新しく替える方、それとも駄目になったので付け替えるとか、いろいろあると思うのですけれども、具体的に内容的にはどういう方が主にこのあれを利用して、給付して、いただいて利用されているのでしょうか。

（障がい福祉課長）補装具は毎年給付になるのでしょうかというようなご質問なのですけれども、補装具には車椅子は6年、眼鏡は4年など耐用年数があり、耐用年数が切れた後に市に相談して、同じ装具の給付となります。よって、毎年の給付というのはできません。給付の人数は、平成30年度が152人に対して令和元年度156人と微増していますが、給付の件数はその年により多少上下します。

以上です。

（加藤）これは、申請を上げてくれば、チェックというか、何か条件はもちろんあるかと思うのですが、大体申請した方にはほとんどこれが使えそうな、そんな状況に今までのところはなっているのでしょうか。

（障がい福祉課長）最初申請されると、通常の補装具というのは上尾にあるリハビリテーションセンターというところで判定を取るのです。その判定を取ったものに対しては出るような形にはなっています。そのほかもちろん条件がありまして、例えば所得があまりにも多過ぎると該当しない方も中にはいらっしゃるのですが、本当に珍しい方で、通常は出るものと思っていただいて結構だと思います。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

同じページのところの手話活動支援事業なのですが、この手話活動事業の中で、手話通訳と要約筆記というのがありますけれども、これはかな

り決算額が変わっているわけなのですが、これというのは、手話通訳のほうはいろんな公的な事業とか何かあるときには市のほうで派遣してやると思うのですけれども、要約筆記のほうというのはそれと並行して一緒にということではなくて、要望のあったときだけに使われるものなのですか。

（障がい福祉課長） そのとおりでございます。公的なものでも、その担当課によって、これは手話通訳だけがいいとか、要約筆記だけがいいとか、そういったことを言われるときがありますので、それによりまして新しくお願いしたりします。要約筆記の派遣というのは、毎年社会福祉法人の埼玉聴覚障害者福祉会というところと委託契約をしております。要約筆記者の派遣の依頼があったときには、埼玉聴覚障害者情報センターというのがあるのですけれども、そちらのほうに依頼しながら依頼しております。

以上です。

（加藤） では、次に行きます。

163ページ、緊急システムの関係なのですけれども、今現在のこのシステムを利用している人数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。それで、またこういうものがあるという情報提供というものはどういうふうな形でやっているのか教えてください。

（健康福祉部参事兼福祉課長） 緊急時通報システムにつきましては、高齢者が急病、事故、その他の理由により緊急に救助を必要とする場合において、緊急通報電話機を利用して緊急時に消防署へ通報、速やかに救急活動を行うものです。令和元年度末の利用者人数は127人で、情報提供としまして年間救急車出動件数は14件となっております。また、制度の周知としましては、市のホームページ等を使いましてPRをしているところでございます。

以上です。

（加藤） ホームページといっても、独り暮らしの方が利用するわけですよ、利用する方は。なかなかホームページなどでそれを見て、こういうのがあるから、では申請しようなんていうことはあまり考えられない

のですけれども、もっと情報提供的なものを何か考えてほしいというふうの一つ思うのですが、それが1つの質問です。

それと、先ほど答弁の中で119番に電話をするというふうにおっしゃっていましたが、今のこの緊急システムはそういうことだけではないというふうに私は認識しているのですけれども、昔は119番に必ずそれが通じるようになっていたのですよね。今は相談的なものもあったりとか、あと向こうから月に1回とか2回、どうですかみたいな、そういう見守り的な、そんなものも入ってくるようにも聞いているのですけれども、またそういう内容ではなくなったのですか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) まず、広報しかないのかというお話でしたけれども、ほかにも民生委員や自治会を通じまして、そういった該当の方がいたらお声がけ願いますということで、常時PRをしているところではございます。また、救急車出動以外のサービスということでございますけれども、従前どおり24時間体制にある委託事業者協力員によりまして、生活相談や電話による安否確認、それから緊急通報時の家族への連絡などを行っているところでございます。

以上です。

(加藤) それと、ではこれを利用するに当たって条件的なものはそんな難しくなく、独り暮らしとか、そういう方であれば申請すればすぐに利用できるという状況になっているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) こちらにつきましては、身体上慢性的な疾患などによりまして日常生活を営む上で常時注意を要する者、また同一敷地内または同一建物内に親族がいない者、住居に電話が設置されている者ということで条件が付されております。

以上です。

(加藤) では、次へ行きます。

165ページの老人ホーム措置事業ですけれども、今現在何人ここのこれを、措置をされた人数がいるのかということと、あと先ほど介護をする方がいないとか何かというふうなことがありましたけれども、全く介護をしてくださる方がいなくても普通に特養にいるとか、介護3以上であ

ったりすれば、すぐに入れるということではないですけれども、だと思
うのですが、やっぱりホーム措置ということなので特別の条件の方だ
と思うのですが、ただ本当に介護がないといった、そういったこと
だけで措置されるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、令和元年度末で措置した人数
ですが、7人の方を措置により保護をしております。こちらの措置され
る方につきましては、経済的理由により居宅での生活が困難な方や養
護者による虐待を受けている方など、老人福祉法に基づいて保護し
ているのが現状でございます。

以上です。

（加藤）今7人っておっしゃったのですよね。そういう例えば、これ
プライバシーに関わるのでどうというのではないのですけれども、それ
ほどやはり虐待的な方とか、本当に介護がなくて、いろんな疾病があ
ったりなんかして大変だという方は分かるのですけれども、虐待とか
何かというふうなことでのその内容というのがこの7人のうちに何
人になるのですか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）現在虐待での対応をしたケースにつ
きましては、一応2名でございます。

以上です。

（加藤）保育課を1つ飛ばします。195ページ、保育ステーション
事業ですけれども、これは利用者数は何人だったのかを伺います。

（保育課長）令和元年度の利用登録児童数は7人でした。利用延べ
人数につきましては、送りが353人、迎えが348人でした。

以上です。

（加藤）これは、利用者数に関係なく、これ幾らですか。決算額が
2,591万9,765円ですか、これ利用者数に関係なく、車を買ったり
とかでいろいろ運営していただいているわけですけれども、利用者
数に関係なくこれは決算額になるのでしょうか。

（保育課長）委託費につきましては、利用者人数には関係なく委託
費は積算されております。ただ、コースが2コースありますので、2
コース

分の職員の配置とかの委託費になっております。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

215ページです。民間保育所施設整備事業の中で、保育所改修費の補助金ですけれども、これがどこの保育所だったのか、あとその改修内容と、その下の保育所等の整備事業と2項目あるわけですから、どこで、どこの修理と整備をしたのかを伺います。

（保育課長）まず、保育所等改修費と支援事業補助金ですけれども、北新宿第二土地区画整理地内に令和2年4月に開園した定員19人の小規模保育事業所のきずなっこガーデンナーサリーです。賃貸物件の改修を行いました。

続いて、保育所等整備事業補助金は、めぐみの木こども園で定員増を図るために園舎の増築を行いました。この整備によりまして、ゼロ歳から2歳の定員が24人増加しました。

以上です。

（加藤）では、233ページの生活保護のところなのですけれども、生活保護のこの条件的なものというのが、今回私が生活保護を受けている方がこういう方に保護が出されてしまうのかなというふうなことをちょっと聞いたものなので、この条件的な最低の条件が分かりましたらお願いします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、生活保護なのですけれども、国民の生存権の保障を規定した憲法25条の理念に基づいて最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度でございまして、生活保護の要件といたしますと資産、それから能力、それから他法他施策の活用をまず図るということになります。そうした中で、それでもなお生活に困窮して最低生活費に足りない部分につきまして不足している部分を援助するものでございまして、事務の流れとしましては、まずは相談、申請、調査、決定、自立への支援となりますけれども、決定につきましてはまず2週間を目標としてやっています。それで、2週間でできない場合につきましては、1か月以

内で実施するという事になっております。

以上です。

（加藤） ちょっと時間がないので、次に行きます。

243ページの自殺対策なのですけれども、いろいろ条例などもつくって、それ以前からも行政のほうでもいろいろ努力してやっているのは分かります。条例もつくられた中でいろいろやっているのは分かるのですけれども、実際に減ったとか多くなったというふうな人数というのは、これはそのときそのときの状況でいろいろあるかと思うのですけれども、実際に人数的には減っているという結果論なのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） 鴻巣市では、毎年20人前後の方が自殺で亡くなっておられます。平成26年から平成30年の5年間で110人が亡くなっております。現在のところ増減を繰り返しております。自殺者の減少といった目に見えた成果にはつながっていないところが現状でございますが、ただ市内推進委員会を設置したところ、窓口同士の連携が強化されたという手応えがございます。自殺をほのめかしている方ですとか、死にたいほどつらいといった悩みを抱えた方に対しまして、適切な窓口につなぐ、また健康づくり課にご連絡をいただけるといった連携が取れたという手応えはございます。

以上でございます。

（加藤） 自殺の人というのは、同じ人がするわけではありませぬので、本当に減ったとか増えたとかいってもどういう効果があったということまでなかなか難しいと思いますので、なるべくそういうことがないように努力するほかないのかなというふうに思うのですけれども。

では、323ページの上谷総合公園内のスポーツのところなのですけれども、何年前でしたっけ、スケートボードの施設ができましたが、実際に利用者がどのぐらいの利用なのかをお聞かせください。

（スポーツ課長） ご質問にお答えいたします。

上谷総合運動公園内のスケートパークにつきましては、昨年度、令和元年度は4,312名の利用がありました。これは、平成30年度に比べますと184人の増となっております。また、直接市が行っている事業ではありま

せんけれども、指定管理者の自主事業としましてスケートボードアカデミーということで、これ年12回開催しております、総参加者数につきましては約340の方が参加をされているということで、大変好評を得ている施設になっております。

以上です。

（加藤）この施設は、今の事業としてやっている中というのもあるのですけれども、例えば小さい子どもたちとか、そういったことでの事業内容というか、そういう講習会みたいな、そういうのというのも実施されているのでしょうか。

（スポーツ課長）スポーツ課としての事業ではありませんけれども、一応若い世代の方から小学生、小さいお子さんから一般の方までを対象にしている事業だということは聞いております。

以上です。

（加藤）では、この説明していただいた分ではなくて、ほかのことでちょっとお聞きします。

151ページの民生費のところなのですが、令和元年度に多分改選だったと思うのですが、先ほどの説明で202人の民生委員でしたっけ。の中で、せっかく改選でやっぱり辞められた方がいらっしゃる中で、欠員になっているというふうな話も聞いているのですが、その後どのような状況なのかお聞かせください。

（委員長）今、151ページの民生費ということですね。

（加藤）151ページの民生費の関係です。

（健康福祉部参事兼福祉課長）鴻巣市の民生委員の定数でございますが、202人でございます。鴻巣市の定数が202人で、令和元年度末の欠員でございますが、民生児童委員は2名、それから主任児童委員が1名の欠員が生じております。3名の欠員となっております。

（加藤）3名欠員になっているということは、動きがあるにもかかわらず、やはりなかなかやっていただける方がいないというふうな話なのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、民生委員、児童委員につきまして

は、一応75歳未満の者を選任することに努めることとされております。また、主任児童委員につきましては、さらに55歳未満の者を選任することに努めるとしていることから、地域から上がってこないのが現状が一部あります。この辺の地域につきましては、地域としては吹上北地区が欠員が生じている状況でございます、令和2年9月1日現在の欠員数ですけれども、5名に増えております。こちらにつきましては、病気、またそういった都合によりまして欠員が増えた状況でございます、うち1件は候補者がおりまして、今後面接等を進めていく状況となっております。

以上です。

(加藤) では、次に行きます。

347の教育費のコミュニティスクールの推進事業なのですけれども、これたしか吹上小と、あとどこか、2校だけで現在、去年、おととしからですか、やっているかと思うのですが、その後、今年度はもちろんないのですけれども、どういった内容でこのコミュニティスクールがやっておられるのでしょうか。評議委員会でしたよね、それに代わるコミュニティスクールということで始まったと思うのですけれども。

(教育部副部長兼学務課長) それでは、お答えいたします。

コミュニティスクールにつきましては、先ほどご指摘もありましたように、吹上小学校と、それから鴻巣東小学校、それから今年度から赤見台中学校が加わって3校となっておりますが、昨年度までは2校でした。こちらにつきましては、学校運営協議会の規則に基づいて学校運営協議会が開かれているのですが、その協議会の内容につきましては校長の示した学校経営方針、それから学校教育目標の内容について話し合い、承認をいただいていること、それからその他としましては子どもの様子であるとか、それから学校の課題とその取組の様子等々について、校長の説明の下、協議委員の方々が承認をしていただいたり、ご意見をいただいたりというような形で行っているものでございます。

以上でございます。

(加藤) 評議員と違って、これはそこで承認ができるというふうな、そ

ういう内容、システムが変わったかと思うのですが、今まではそこで決定というか、承認するというのではなくて、ただ来たものが承認できる。でも、結局は学校のいろんな内容的なものをそこで承認するという、そういうふうに変ったというくらいで、そのほかに何か変わっているものというのはないのですか、その評議員会。評議員の場合は聞いているという報告的なことだったと思うのですけれども、何か大きくこういうふうにしたことによって変わったものというのはあるのですか。

（教育部副部長兼学務課長）繰り返しますが、大きく変わった点はやはり学校の経営方針や教育目標の承認をいただくというところが、今まではご意見だけだったのが承認をいただくというのが一番大きく変わった点かと思います。今回学校評議員に比べまして、より地域の力を借りて学校経営を進めるというところに一歩進み込んでおりますので、地域の方や保護者の方々のより協力を得られた状態で今後教職員の負担軽減等にもつながっていくものというふうに考えております。以上でございます。

（加藤）では最後の、355ページの人権教育推進事業です。いじめ問題対策連絡協議会委員報酬、いじめ問題調査委員会報酬のそれぞれあるわけですけれども、これ去年、この年度だったと思うのですが、これはいじめであるというふうなことで県の教育委員会のほうから通達というかがあってこの委員会を開催したということの記憶なのですけれども、実際そのいじめ問題だったというふうな内容が解決しているのかどうか確認したいと思います。

（学校支援課長）では、まずいじめ問題対策連絡協議会委員報酬についてでございますが、委員長が6,000円、委員が5,500円。委員は4名おりました、1回開催しております。

続きまして、いじめ問題調査委員会委員報酬についてでございますが、委員長1万6,000円、委員が1万5,000円。委員のほうは4名おりました。そして、10回開催しております。

また、このいじめ問題、こちらのほうは、報告書のほうを保護者のほうに送付いたしまして終了をしております。

以上でございます。

(加藤)では、確認です。では、終了したというふうな理解でよろしいのですね。それ以後はこういったことは、この決算までの中では解決したということの理解でよろしいのかどうか確認です。

(学校支援課長)報告書のほうを保護者のほうに送りまして、再調査のほうの依頼等、こちらのほうはまたやさしさ支援課のほうに移されまして検討されていくということになります。

以上でございます。

(橋本)それでは、149ページの民生児童委員活動支援事業の民生委員推薦会委員報酬、いろんなどころにこういう委員とか協議会とかあるのですけれども、この民生委員推薦会委員の人選と、活動内容はどんなものを行っているのかお伺いいたします。

(健康福祉部参事兼福祉課長)まず、鴻巣市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例によりまして、委員長日額6,000円、委員日額5,500円と定められて支払われるものでございます。鴻巣市民生委員推薦会委員は10人で構成されておりまして、民生委員・児童委員協議会から3人、社会福祉事業の実施関係者、社会福祉団体の代表者から3人、主に保護司会ですとか更生保護委員会などがございます。また、識見のある者から3人、関係行政機関1人の計10名で構成されております。推薦会ですけれども、任期が3年で満了になることから、知事に対して推薦する方の審査を行うということになります。

以上です。

(橋本)この委員は誰が決めるのでしょうか。この委員の方は。

(健康福祉部参事兼福祉課長)委員の選任につきましては、こちらにつきましては鴻巣市の……鴻巣市民生委員推薦会でございますが、民生委員法施行令第7条の規定により、推薦会に関し必要な事項を定めることとしておりまして、民生委員の推薦につきましては民生委員法第5条第1項、民生委員は都道府県知事の推薦……すみません、間違えました。こちらの推薦につきましては……すみません。ちょっと質問の確認なのですけれども、10人の人選をどういうふうにするか、それとも推薦の決定

は誰が行うのかという……

(橋本) いいです、これ。なしでいいです。すみません。

次、153ページのプレミアム付商品券購入支援事業の、この委託料って結構かなりの額なのですけれども、今年もいろんな商品券出すのですけれども、こういった委託料の内容、これが妥当なのか、またこれは新たに今年もこども商品券とかいろいろ出しますけれども、こんなに委託料がかかるのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) システム導入委託料でございますけれども、今回こちらについては大枠で2つ業務内容ございます。プレミアム付商品券事業システムのまず開発としまして、主に購入引換券交付申請書の発行や購入割引券の交付申請書の受付、入力、審査、そして購入引換券の発行機能、また異動照会の機能や課税情報等のデータの反映機能の開発でございます。

そして、2つ目ですけれども、プレミアム付商品券事業システム導入作業でございます。主に導入のための打合せ、操作説明、システム稼働環境、設定作業、運用テストやマスターデータ作成、機器の設定作業4台分となっております。

以上です。

(橋本) これ今それはよく、さっきも聞いたのですけれども、今年もいろんな商品券をやります。こういったもの、例えば昨年のようなのを流用とか利用とかはできないのでしょうか、こういうのは。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 今年のプレミアム付商品券につきましては全世帯対象で、今回のプレミアムつき、全世帯対象に行うものでありまして、対象がやっぱり違うことから、今回はシステムの統合というか、再利用というか、そういったものがないというふうには伺っております。

(橋本) 分かりました。委託料が随分高いので、ちょっと気になるどころだなと思ったのですけれども。

それでは次、157ページの、これ説明がなかったところなのですけれども、障がい者就労支援センター運営事業とありますけれども、昨年の実績と、これ毎年前年比が増加しているのか、ちょっとお伺いいたします。

（障がい福祉課長）障がい者就労支援センターの実績についてお答えします。

登録者については、平成30年度457人から令和元年度500人となり、43人増加しております。就労者についても平成30年度194人から令和元年度267人となり、73人と増加しております。

以上です。

（橋本）それでは、159ページの地域活動支援センター補助事業の市外地域活動支援センターとあるのですけれども、これ何か先ほど夢の実とコスモス工房という対象なののでしょうか。これ市外というのは鴻巣市外の地域ということなののでしょうか。その市外の地域と支援センターの利用の内容について伺いたいと思います。

（障がい福祉課長）先ほどお話ししました夢の実というのは、市内の地域活動支援センターのお話となっております。

それで、質問の内容の市外地域活動支援センターのことについてお話ししたいと思います。市外地域活動支援センター利用負担金なのですけれども、こちらは以前鴻巣市に住んでいた方が加須市のグループホームに入居しており、加須市内の地域活動支援センターに通所して支援を受けているため、加須市へ負担金を拠出しているものです。これは、居住地特例の考えに基づいたものであります。

以上です。

（橋本）ちょっと確認なのですけれども、今のは鴻巣市内に住んでいる方が今加須市でそういったところに行っているということで理解でよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）以前鴻巣市に住んでいた方がとなります。居住地特例というのは、今住んでいないのだけれども、以前鴻巣市に住んでいて、別の市に行ったとき。ただ、その別の市に行ったときに、障がい者の支援施設に行っていると、新しいところに住んでいても、その行く前の市町村が負担する実施主体となるのです。どういうことかということ、完全に普通のアパートに住んだりとか普通の戸建てに住んでしまえば、もうもちろん次の加須市の市民なののですけれども、そうではなくてグルー

プホームだとか障がい者支援施設に住んでいるという場合は、その障がい者の支援施設に住む前の市町村が実施主体なのです。それなので、今回この人もそうなのですけれども、実際加須市にいますのですけれども、加須市のグループホームに住んでいるのです。加須市のグループホームに住む前が鴻巣市で普通に住んでいた方なので、鴻巣市で支援していると、そういったことになっています。

以上です。

（橋本）そういった方は結構いらっしゃるし、また逆のパターンも、鴻巣市で違う市の方を負担している、そういうこともあるのでしょうか。

（障がい福祉課長）市街地特例なので、そんなに数はないです。もう一つ、そういう逆の人はいるのでしょうかということですね。鴻巣市にある地域活動支援センターって2つあるのですけれども、要綱では鴻巣市民しか使えないことになっています。それなので、鴻巣市民以外の方は利用できないとなっています。では、鴻巣市民以外の人がいるかどうかなのですけれども、いるかもしれません。いるかもしれないのです。それは何でそういうふうになっているかということ、その事業所で対応できている、その事業所の判断で利用させているということはあるのです。そういうときは使っているということがあるのではけれども、基本的には鴻巣市の要綱上使うことはできないので、使っていないということになっております。

以上です。

（橋本）次、161ページの障害者自立支援給付費ですかね、これは何人分で、またこれは増加しているのかお伺いいたします。

（障がい福祉課長）すみません。今のは、ご質問なのですが、障がい者日常生活用具の給付でよろしいですか。

（そうですの声あり）

（障がい福祉課長）分かりました。日常生活用具なのですが、日常生活用具を給付した人数は、平成30年度274人から令和元年度291人となっており、17人増加しております。

以上です。

(橋本) 163ページの、これも……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 2 2 分)



(開議 午後 3 時 2 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) あと、163ページの高齢者生きがい健康事業、この世代間交流促進事業補助金、これの内容についてお伺いいたします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) こちらにつきましては、地域における老人クラブ活動の健全な発展に資するため、鴻巣市老人クラブ連合会及び連合会に加入する単位老人クラブに対し補助金を交付している中の一つでございます。世代間交流促進補助金とは地域の子どもたちなどと世代を超えた交流活動事業に対する単位老人クラブに対する補助金でございます。主な事業でございますが、子ども会との夏休みラジオ体操の実施、新年の芋煮会、世代間交流グラウンドゴルフ大会、グラウンドゴルフによるホールインワンゲームなどがございます。

以上です。

(橋本) では次、165ページの在宅介護支援事業の徘徊高齢者等探索サービス事業費、この内容と、最近よく毎日のように防災無線でこういう行方不明になる方をやっているのですけれども、これの内容と探索の実績、これについて伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 徘徊高齢者等探索サービス事業でございますが、サービスの内容といたしますと、徘徊高齢者等の早期の保護、安全の確保を図るため、位置探索端末機を所持させて、家族からの探索依頼に基づき、位置情報探索装置による位置情報を家族に提供するサービス内容になっております。令和元年度の実績でございますが、現在登録者数は6人、探索件数は……すみません。令和元年度の実績でございます。登録者が6人でございます。探索件数は、延べ人数7人に対し65回です。一番多かった方は、徘徊高齢者の方に対し21回探索されたケースがございました。このサービスを利用される方に対し、探索ができ

なかったり、大きな事故が起きたりした実績はございません。

以上です。

（橋本） ちょっと6人というのが対象とても少ない感じがするのですけれども、これってもうちょっと市民のほうにこういうものがあるよというアピールとか、そういうことはしていないのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長） ご家族につきましては、まず介護されているというのが基本的な原則部分にもございますので、先ほども申し上げた民生委員ですとか、また自治会等を通じてやっぱり情報を提供していただくというのが主になってございます。

以上です。

（橋本） 次、169ページの高齢者福祉センター管理運営事業の白雲荘、これ最近本当に修繕とかいろいろ多いのですけれども、私たちも結構行くのですけれども、かなりもう老朽化しているのですけれども、この耐用年数とか、そういうのはどのくらい、どういうふうに考えているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長） 委員おっしゃるとおり、白雲荘につきましては昭和55年に開設された施設でございます、開設から既にもう40年ほど経過している老朽化施設でございます。いろんな箇所が当然修繕ということで、指定管理者である社会福祉協議会のほうから上がっていますけれども、その都度修繕箇所を選定しまして修繕を行っている状況です。

以上です。

（橋本） 次、では173ページ、放課後児童クラブ事務事業の中で、アスベスト含有調査委託料とあるのですけれども、この調査結果はどうなっているのかお伺いいたします。

（こども未来部参事兼こども応援課長） これは、旧大芦放課後児童クラブの解体に伴い、アスベスト含有調査をする必要が生じたため行ったものでございます。外壁、天井、内壁、床など17か所の建材を調査し、使用可能性がある8検体を分析しました。その結果、1か所にアスベストの含有が見られました。

以上です。

（橋本）分かりました。

続いて、195ページの保育ステーション事業、これ先ほども前任者からの質問があったと思うのですけれども、7人で2,400万でしたっけ、かなりの高額だと思うのですが、これ予定では将来的に何人ぐらいの予想をしてやっている事業なのでしょうか。

（保育課長）こちらなのですけれども、コースが2コースあるということでお話ししたかと思うのですけれども、1コース10名定員ということになっておりますので、20名を予定しております。

以上です。

（橋本）20名で今の金額ということで考えてよろしいのでしょうか。

（保育課長）バスに乗っている職員なのですけれども、運転手と保育士さん1人、補助員1人ということで、3名乗車しております。そちらの賃金等は当然1人であってもちょっと発生してきてしまいますので、10人でも1人でも料金としては変わらなくなってきてしまうのかと思います。

以上です。

（橋本）結構1人当たりになるとすごく高額になってしまうのではないかなと思いますけれども、少しでも人を増やしていただきたいなと思います。

あと、それでは231ページの生活保護総務費庶務事業、就労支援相談員報酬とまたあるのですけれども、これの相談内容と、またどのくらい就労したのか、その就労実績はどうなのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）それでは、生活保護就労支援相談員の相談内容でございますが、相談員による面談を通しまして、相談者の生活歴や職歴、学歴等を考慮し、相談者と一緒に職探しを行い、ジョブサポートこうのすへの同行相談や1か月に1回の面談を通して就職までのフォローを実施しております。令和元年度の実績ですが、49人の方へ相談を行い、25人の方が就労により増収を達成しております。

以上です。

(橋本) そうすると、25人は生活保護から変わったということで、そういう認識でよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 就職したことで増収にはなりましたけれども、保護廃止となったケースにつきましては6件でございました。以上です。

(橋本) あと、この同じページの行旅死亡人葬祭事業というのがあるのですけれども、これ行き倒れみたいな方だと思えるのですけれども、昨年度の実績と、どういった内容で謝礼を渡したのかお伺いしたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) こちらにつきましては、行旅死亡人が1件ございました。こちらにつきましては、消防の水難訓練の際に下顎部分のみの骨が発見されまして、火葬を行い、その上で行旅死亡人という扱いで永林寺のほうに保管させていただいた、そこに対する謝礼ということで3万円を支給しております。

以上です。

(橋本) 243ページの、これも説明はなかったところですが、献血推進協議会補助事業というのがあるのですけれども、これの協議会の内容をお伺いしたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 協議会の内容でございますが、こちらは計画的な献血者の確保及び血液製剤の安定的、そして円滑な供給体制の確立を目的といたしまして、また献血運動の推進に寄与することを目的として設置をされております。主に献血計画の策定、実施、血液供給にご協力をいただける関係機関との連絡調整などを行っております。そういった事業に対しまして交付金を交付させていただいております。

以上でございます。

(橋本) これによって、献血の実績って例年から増加はしているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 実績でございますが、平成25年度からの推移といたしましてはほぼ横ばいとなっております。受付者では

大体1,300人台から1,500人ぐらい、実際それで献血ができた方は1,100人台から1,200人台、そういった人数で推移をさせていただきます。

以上です。

(橋本) それでは、245ページ、健康体力づくり推進事業の医療費効果分析等業務委託料というのがあるのですけれども、これの分析内容についてお伺いいたします。

(スポーツ課長) 分析内容につきましては、健康ウォーキングポイント事業、健康マイレージ参加者と健康体力づくり推進事業アカデミーコース参加者のうち、国保被保険者を対象に国保データベースシステムのデータを活用し、視覚情報と医療費のひもづけで実施をし、医療費の効果を検証するというものであります。事業参加者、国保加入者約1,000名と医療機関受診状況で類似している非参加者、国保加入者3,000人を比較対象者として、事業実施前後の医療費の増減について分析、経年比較をするような内容になっております。令和元年度の結果につきましては、健康マイレージ参加群の外来医療費で生活習慣病関連医療費に着目し、高血圧、糖尿病の治療を受けている患者について実施前後の外来1人当たりの月平均の外来医療費を比較したところ、特に参加群の糖尿病医療費レセプトの1人当たりの医療費が522円減少傾向という結果になっております。

以上でございます

(橋本) ちょっと時間がなくなってしまったのですけれども、347ページの学力定着支援事業の、この負担金と書いてあるのですけれども、第7採択地区教科書用図書採択協議会負担金、これってどんな内容なのか教えていただきたいと思っております。

(教育部副部長兼学務課長) それでは、お答えいたします。

まず、学力定着支援事業の支援内容につきましては、こちらの事業では主に小中学校の教師用の教科書、それから指導書を購入し、学力定着の支援の内容を行っているものでございます。昨年度につきましては、中学校の道徳が教科化となり、多くの教師用の教科書、それから指導書が必要になったことから151万円ほど、そのほか毎年配布しております小学

校4年生の児童を対象とした「小学校郷土埼玉」、こちらをお子さん分、児童分、58万円ほど、それから前年度に比べて特別支援学級が新設になったり、それから通常学級が増えたりしたことによって教師が増加した分の教師用の指導書、それから教科書等を配付し、学力の定着を図っているものでございます。

続きまして、第7採択地区教科用図書採択協議会なのですが、こちら鴻巣市を含めまして鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町が教科書採択の第7採択地区となっております、会議等を開いて次の教科書を選定していくという会議のほうを開かれているわけなのですが、その予算が4市で合わせまして5万2,500円必要となっているということでございます。そのうち、人口比で割られまして、鴻巣市のほうの割当てが2万400円ということで支払っているものでございます。その会議の内訳といたしましては、主に保護者の代表の方が参加される会議があるということで、その方が1万円分と、付箋とか用紙代の消耗品代が3万2,500円、それから会場の借り上げ料が5,000円、予備費が5,000円ということで、合計5万2,500円の予算のうちの2万400円を計上しているものでございます。以上でございます。

(橋本) ちょっと時間の関係で飛ばしまして、373ページの中学校給食センター整備事業、この工事請負費でありますけれども、今ちょうど私も毎日のように見ているのですけれども、周りが竹やぶで、あと樹木がたくさんあるのですけれども、これの虫とかそういう対策はちゃんとできているのかと、もう一つ、あそこに馬室中の懐かしい橋があるのですが、あれは撤去するかどうか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

(中学校給食センター所長) 新しい給食センターにつきましては、虫等の混入対策としまして、荷受け室、排気口、回収前室の入り口に6か所にエアカーテンを11台設置します。また、準備室で人の出入りがある入口2か所には、エアシャワーを3台設置します。なお、調理中は窓の開放はしませんが、各窓には網戸を設置します。

あと、馬室中の門の件でございますが、現在そのまま現状を維持するということになっております。

以上です。

（橋本）最後に、385ページの文化財調査事業なのですけれども、これ中山道沿いに上尾道路の予定地を今何か調査をしているようなのですけれども、これ状況がどうなのかと、あと委託先、どういったところに頼んでいるのか、それだけ最後にお伺いいたします。

（教育部参事兼生涯学習課長）ご質問の場所が多分宮前のベルクの周辺かと思うのですけれども、あちらのほうの上尾道路の建設予定地、こちらの調査につきましては、市の業務ではなくて大宮国道事務所、国のほうの事業として行っているものでございます。一応県を通して発注をかけているということでしたので、県のほうに確認したところ、17号、箕田交差点から高崎線までの部分については調査は終了していると、高崎線からご質問の中山道までの間については約30%の調査が終了しているということです。委託につきましては、大宮国道事務所が発注元で、埼玉県埋蔵文化財調査事業団が受託しているということです。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時42分）



（開議 午後4時01分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（金子）それでは、一般会計の歳出決算、質問いたします。ちょっと項目が多いのですけれども、ちょっとはしょって行いたいと思います。初めに、165ページのシルバー人材センター、2ページ目でございますけれども、この中で私が聞きたいので助成の成果と、シルバーの現状と今後の対応ということでございます。ということで、シルバーのほうの助成の支援内容、簡単でいいですので教えてもらって。シルバー、今非常に、シルバーの高齢化と言ってもちょっと言い方が変ですけれども、やはり定着率が非常に厳しいのではないかなと思ひまして、というのは依頼しても昔に比べるとすぐにやってもらえる率が少なくなってしまったと。ちょっと1週間、2週間とか、即座対応はできないというような現

状もありますので、それと月額にしますと約100万ぐらいですか、の支出になりますので、その整合性というか、助成している内容とその整合性がどうなっているかちょっと確認したいと思いますので、お願いします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、シルバー人材センターの助成事業でございますが、健康で働く意欲のある高齢者が豊かな経験や能力を生かすための組織でございます。公益社団法人鴻巣市シルバー人材センターに対し、運営支援のため補助金を交付いたしております。会員の状況でございますが、平成30年度登録者数が745人、令和元年度737人と微減となっております。割合としますと、男性が523人、女性が214人となっております。こうした方々の賃金でございますが、平成31年度は埼玉県最低賃金890円に事務費8%を掛けた970円、令和2年度は926円に事務費8%掛けた1,000円を支給しております。

現状と今後の状況ということでちょっとあれなのですけれども、まずシルバー人材センターの大きな課題といたしますと、正職員4人の年度ごとのベースアップによる給与の増額、それからシルバー人材センターの車両の老朽化等の経費の増大が非常に見込まれております。増えております。また、報告書では、近年就業機会の推進確保に努力はしているのですけれども、受託事業が減少にあるということでございます。

（金子）次ですけれども、165ページの敬老会の関係です。敬老祝金支給事業ということで、これで見ますとこれも参加状況、地域によっていろいろ多いところと少ないところがあるかと思うのですけれども、その状況等をちょっとお聞きしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、各地域の参加状況ですけれども、鴻巣地域は35会場を対象者が1万1,270人、吹上地域が34会場で4,559人、川里地域は4会場で1,095人、それから参加率なのですけれども、鴻巣地域が3,622人で32.1%、吹上地域が1,398人で30.7%、川里地域が392人で35.8%、平均しますと32%ということになります。対象者数1万6,924人に対しまして、参加者が5,412人、参加率が32%ということでございます。以上です。

(金子)次ですけれども、次は167ページですけれども、介護職員の就職支援事業ということで、こちらでこの実績とやはり定着率についてお聞きいたします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 介護職員就職支援事業の実績についてでございますが、この事業につきましては市内の介護施設への介護職員の就職を支援することにより、介護施設における介護職員不足の解消を図るために補助金を交付する事業でございます。令和元年度より令和3年度までの3年間の計画で開始したものでございます。対象となる方は、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士の資格を有し、介護施設に介護職員として就職する方で、新たに介護施設に就職する方に10万円、就職に伴い鴻巣市に転入した方には30万円支給されるものでございます。令和元年度の実績は、10万円支給された方が7名、30万円支給された方が1名で、合計8名の方に100万円の支給をしております。

介護職員の定着への課題についてでございますが、令和元年度に補助金を交付した8名の方につきまして継続して勤務されているか確認をしたところ、全員の方が継続して勤務されておりました。この補助金は、3年間継続して勤務することが補助の条件となっておりますので、3年を経過するまでの間、現地に赴き確認していくこととなりますけれども、まずは課題といたしまして3年間継続して皆さんが定着していただけるかということだと考えております。

以上でございます。

(金子)次、173ページ、放課後児童クラブ事務事業ということで、先ほど前任者が大芦小学校、ちょっと確認ですけれども、1か所アスベストが出たということですのでけれども、これについても対応策として今後工事を行うかどうかとか、いろいろ対応策を考えていらっしゃるのかどうか、したのか、ちょっと確認したいと思います。

(こども未来部参事兼こども応援課長)放課後児童クラブ事務事業ほか、コロナの影響等の……大変失礼しました。アスベストの対策ということでよろしいですか。先ほどこのアスベストの含有調査の、実際アスベストがあったということで、こちらが調査した結果アスベストの含有が1

か所ありまして、実際旧大芦放課後児童クラブを取り壊したときに飛散しないように手作業でその部分を、解体の作業としては湿潤しながらアスベストを手作業で撤去し、真空掃除機にて飛散しないように作業を行いました。

以上です。

（金子）次ですけれども、189ページ、こうのとりに出産祝金の支給、これについて成果ということで示されましたけれども、今後の進め方として、できればこういうふうな少子高齢化というか、子どもの数が少なくなっている現状でございますので、今後についてどうお考えかお聞きいたします。

（子育て支援課長）まず、県では多子世帯への支援を推進しておりまして、県補助金を活用して平成30年度は県内で17自治体、元年度は19自治体が事業を実施しています。本市としても、子育て家庭への経済的な支援はもちろんです、市内店舗の利用促進と活性化にもつながる有効な取組と捉えておりまして、継続して事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

（金子）231ページです。これは、生活保護総務費庶務事業ということで、こちらにつきまして嘱託医の状況または相談員の状況ということで簡単にご説明いただければと思います。何人いて、どういう方がやっていらっしゃるのかということで。

（健康福祉部参事兼福祉課長）市内の医療機関の中から一般医としまして吹上共立診療所の医師1人と、精神科医としまして済生会鴻巣病院の医師、福祉事務所の、お招きするとともに、それから生活保護受給者のレセプト内容が適正なものか点検していただいておりますその報酬となっております。また、生活……レセプト内容の点検業務委託料としまして、ニチイ学館に業務を委託しているものでございます。（P.65発言の訂正あり）

以上です。

（金子）それでは、ちょっとずっと飛びまして、359ページです。小学校

の備品購入事業ということで、ここに書いてありますけれども、質疑内容として購入備品はどんなものがあるのかと。これは、小学校によっていろいろまちまちかと思うのですけれども、例えば同じ品目のもの、それを大量に仕入れたらば安くなるのではないかなと、それを1個1個単位ではなくて、そういうこともできるのかなと思うのですけれども、それと古い備品、これの処分とかも購入と同時に処分してもらおうとか、いろんな対策しないとやはり不要な品が、備品が多くなってしまうということも考えられますので、そういうふうな購入に際してのいろんな知恵というか、やり方があるかと思うのですけれども、この点についてどのように行っているのかお聞きいたします。

（教育総務課長） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、購入内容でございますけれども、教材備品につきましては大型三角定規ですとかミシン、ライン引き、CDラジカセなどとなっております。理振法、理科教育振興法によります教材備品のほうは、理科実験用のIHコンロ、直流電流計、電子てんびん、解剖顕微鏡などとなっております。教育施設管理備品ですけれども、こちらはワイヤレスマイクロフォンですとかファイルワゴン、パイプ椅子、長テーブル等となっております。実際の購入に当たりましては、学校のほうから希望の調査をいたしまして、教育総務課のほうで取りまとめいたします。そして、全体の数量でそれぞれの業者のほうに見積りを取っております、一番安価なところをお願いして、納入をしていただいているという状況となっております。

また、処分についてですけれども、処分は基本的に年末にまとめて業者のほうに見積りを依頼しまして処分をしていただいている部分と、あと中には学校で年度途中でも処分したいというものがある場合には、公共施設の粗大ごみとかは減免措置とかできますので、そういった部分で対応していただいているという状況でございます。

以上です。

（金子） 分かりました。

次に、375ページです。生徒就学援助事業ということで、こちらの実績と、

これは援助ですから、助成金というか、お金とかもいろいろ援助されるのかと思うのですけれども、その内容、それについてちょっとお聞きいたします。

（教育部副部長兼学務課長） それでは、お答えいたします。

生徒就学援助事業につきまして、まず実績ですけれども、外国人学校の通学補助金ということで、1名の方の対応をさせていただいております。また、要準要保護世帯生徒就学扶助につきましては、昨年度は中学生が303名、それから特別支援教育就学奨励費扶助につきましては33名の対応、それから特別支援学級遠足扶助につきましては3校の中学校のほうに扶助をしている状況でございます。

以上でございます。

（金子） それでは次に、385ページの郷土芸能振興事業ということで、これにつきまして保存会への助成の件数と、この中でちょっと書き方が違うのが何か、これ的祭というのですよね。的祭だけ何かちょっと書き方が違うなと思って、これは別に意味合いがあるのかないのかということと、これは5年に1回でしたっけ。ですよね。5年に1回行われているということで、助成金等もこのところ横ばいというか、同じ額であるというふうな状況もありますし、またこの郷土芸能をやる方も非常に高齢化が進んでいるというふうな現状もありますので、そういうのを総合的に見て、これからこういうふうな振興事業ということで補助をどのように行われるのかお聞きいたします。

（教育部参事兼生涯学習課長） 郷土芸能振興事業につきまして、委員おっしゃったとおり、郷土芸能保存会への補助金という形と的祭維持管理補助金ということで、計5団体に補助金のほうを出しているような状況でございます。補助金を出している理由としましては、保存とやはり伝承というのをご尽力いただいているということ踏まえまして、それに係る経費、その一部に充てていただければということで補助金出しております。また、今ご質問の中にもありました5年ごとに実施しております郷土芸能まつり、こちらのほうで発表していただいておりますので、その5年後をまた目標に新しい後継者への指導とか、また新たな後継者

の育成とか、そのようなものをしていただければなと思っております。
また、市内にはまだ未指定の無形民俗文化財がございますので、そちらのほうもいろいろ調査を進めまして、随時指定のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

（金子） それでは、最後です。

389ページから405ページまでの中央公民館管理運営事業から川里生涯学習センター講座開催事業までということで、これにつきましてはコロナの影響ということで考えますと、この時期については昨年ですから、あまり影響はなかったかと思うのですけれども、もしあったとすればそれについてどのように今後対応されるのか、それとこれについてはほかの72号でもちょっとお聞きしましたけれども、開催されなければそれについてはどのような対応をされるのかということで、状況をお聞きいたします。

（教育部参事兼中央公民館長） お答えいたします。

公民館は、3月の4日に部屋貸しを中止しまして、それ以降4月7日の国の非常事態宣言を受けまして、4月の9日から5月の31日まで完全休館をしております。また、6月1日からは再開をしましたが、貸し館のほうは6月15日から一部利用の制限をいたしましてしております。制限というのは、息を使って出す楽器であるとか、発声が目的のコーラス、それから対面の活動ということで囲碁、将棋につきましてはご遠慮していただいたのですが、7月の20日以降制限付きの件につきましては利用の緩和をいたしまして、利用をしていただいております。ちなみに、囲碁、将棋のほうにつきましては、3時間を限度として利用していただいております。このようなことから、令和2年度につきましては、4月、5月につきましては本当に利用がないという状況ではございましたが、6月で大体半月で6,400名ぐらい、7月が大体1万3,500名ということで若干伸びてはいるのですが、まだまだコロナの関係で利用のほうが低調になっております。

また、講座のほうにつきましても、先ほど委員さんのほうにもご説明し

ましたとおり、2か月前に広報等に載せる関係もございまして、実際講座を今開催して、本格的にしているのは10月からになってくるかなと思っています。そうしますと、約半分ぐらいが講座のほうはまだ例年に比べてはそれほどやられていないというのが現状です。ただ、先ほど委員さんのほうからご質問あったとおり、繰越し、繰延べをして講座のほうも開催したり、そういう形を取っております。活動時につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の点検表というのをお渡しをしまして、マスクの着用とか体の体調とか、検温しましたかとかいうような形でまず入場していただきまして、それから使用の前後には各団体、サークルさんに部屋等の消毒もしていただいて、終わり際にはまた退室後のチェックということで、体調は変わらないですかとか、そのような形を取りまして、皆さん新型コロナのいわゆる新しい生活様式の中で公民館の活動と感染の防止にお互い努めているのが現状でございます。そうしますと、今後飲食を伴うものにつきましては、まだご利用のほう、調理室ですと食器類とかが共用している食器類が多いので、それを全部消毒したりとか、口に入ったりするのがなかなか厳しい中では今ご遠慮しているところですが、繰り返しますけれども、新しい生活様式の中である一定の時期になりましたら利用していただくように検討を今後してまいりたいと思います。

以上です。

(健康福祉部参事兼福祉課長)ちょっと発言の訂正をお願いいたします。231ページの生活保護総務費庶務事業のところなのですけれども、こちらの報酬の中でレセプト内容点検業務委託料のニチイ学館というお話をちょっとしたのですけれども、こちら報酬ではございませんので、こちらにつきましては発言の訂正をお願いしたいのと、就労支援相談員報酬が90万3,000円ございますが、こちらにつきましては就労支援相談員の報酬となっております。こちらにつきましては、単価7,000円の129日分、90万3,000円になっております。

以上です。すみません。

(委員長)ただいまの発言の訂正の申出につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

（織田）では、3点ほど質問させていただきます。

まず最初に、151ページの生活困窮者自立支援事業の中の13、委託料の自立相談支援事業委託料についてお聞きしますが、ちょっと最初確認させてください。この委託料は、これ社会福祉協議会に委託していると考えてよろしいのでしょうか。違うのですか。生活困窮者自立支援事業の委託先は社協でいいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）社会福祉協議会に業務を委託しております。こちらの委託料のうち自立相談支援事業委託料、それから家計改善支援事業委託料が社会福祉協議会に委託しているものでございます。子どもの学習・生活支援事業委託料につきましては、一般社団法人の彩の国子ども・若者支援ネットワークのほうに業務を委託しているものでございます。

（織田）相談支援事業と家計改善支援は社協さんで、子どもの学習・生活支援事業委託料が、ちょっと短く言えば彩の国ネットワークさんのほうに委託しているというお答えでした。私、結構社会福祉協議会、会議室が無料なものですから、ちょっといろんな会議で使わせていただいているのですが、子どもの学習とか生活支援事業というものをちょっと見たことはないのですが、この彩の国ネットワークさんというのはどちらにあるのでしょうか。そこの場所でやられているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）子どもの学習・生活支援事業につきましては、鴻巣教室が本町コミュニティセンターで行っておりまして、こちらが毎週金曜日、それから吹上教室につきましては吹上生涯学習センターにおいて毎週火曜日に行っております。

（織田）それは、大体何歳ぐらいのお子さんを対象に何時間ぐらいやっていて、今何人ぐらい通っているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、支援対象者ですけれども、年間にしますと89人が対象になります。教室に参加している実人数の累計のほうは59人となっております。参加の内容なのですけれども、対象者ですけれども、生活保護、生活困窮世帯ですけれども、中学1年から高校3

年生までが対象となっております。

以上です。

（織田）そうしますと、生活困窮者ということでしたので、塾とか、そういうところに行けないお子さんのために子どもの学習を行っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）こちらの目的ですけれども、まず生活保護受給世帯を含む生活困窮者等の子どもを対象に、学習支援、進路相談、それから中途退学防止のための支援、親に対する養育支援、その他貧困の連鎖の防止に資する支援を行っているということでございます。

（織田）ちょっと私これ知らなかったのです、この事業に対して。とても素晴らしいことをやっていたているのだなということは今ちょっと認識させていただいたのですが、これの成果というのはどうなのでしょうね。これをやることによって、やっぱりお子さんが授業に興味を持ったり、学習能力が上がったり、または自分の立場の中でもしっかり勉強できるのだという気持ちを持ってもらったり、また親も頑張っていこうというような、そういった成果につながっているというような結果というのは今のところ出ているのでしょうか。

（子育て支援課長）生活保護世帯と生活困窮者、それから独り親家庭の方にも一緒に学習支援をしております。成果としまして、まず中学3年生の進学実績としまして、独り親につきましては18人の対象者が全員全日制、定時制、通信制に進学することができました。また、生活保護の世帯につきましても、高校3年生が3名おりまして、大学に2名、それから専門の看護学校に1名進学しております。

以上です。

（織田）大丈夫ですか。まだありますか。

（子育て支援課長）それから、参加延べ人数ですが、生活困窮者と生活保護世帯の方は255、延べ人数、それから独り親家庭のほうは1,080名、合わせて1,335名のお子さんが学習に臨んでおりました。

以上です。

（織田）すごく素晴らしい、よかったなというふうに思って、何かちょ

っと今うるうるきているのですけれども、これってこの先もずっと続けてやっていかれるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）継続していきます。

（織田）分かりました。ぜひとも続けていっていただきたいと思います。この実績ってすごく素晴らしいと思うのです。やっぱりどこかで手を差し伸べてあげなければいけない者に対して、市がやっていただいているということはすごく、私学習ボランティアさんどうしていますとか、塾に行けないお子さんの対応はということをよく教育委員会さんのほうに一般質問させていただいていることが多いのですけれども、これを聞いたので、1,335人の、本当に何%かもしれないのですが、そういう結果が出ているということをもっと感動させていただいて、ぜひとも続けていただきたいというふうに思っております。

それと、生活支援事業委託料と家計改善支援事業のこの中身をちょっと、どんなことを。結局はうまく入ってきた収入で生活できないので、改善することを教えるとか、生活支援ですか、うまく就労につけないとか、そういったことのサポートというように考えていいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、家計改善事業なのですけれども、昨年度から始めた事業でございます。実際に内容としますとまずは家計管理、債務整理に関わる支援、それから貸付けのあっせんに係る支援などを行っている事業として、国の任意事業で、国2分の1のまず補助事業となっております。実績なのですけれども、家計改善支援事業につきましては相談件数が61件、プランの策定まで至ったケースとしては3件と、なかなか実態に結びついていかないというところがある事業でございます。今後周知徹底することによって、国も含めてですけれども、周知を図ることで少しでもというような制度となっております。

（織田）多分知らない方が多いと思うので、できればもう少し告知、周知していただけたらいいのかなって。やっぱりそういうのが苦手だという方もいると思うので、相談する場があるのであればぜひとも周知お願いしていきたいと思います。

では次に、157ページの福祉タクシー・自動車燃料費助成事業についてお

聞きします。この燃料なのですけれども、前は窓口が市だったのですが、今は社協さんか何かに窓口が移りましたか。

（障がい福祉課長）窓口は、社協さんも変わっていない。鴻巣市役所、吹上支所、川里支所、あと社協さんと、吹上社協さんで配っております。変わっておりません、場所は。

以上です。

（織田）すみません。私の理解が多分ちょっと違ったのかもしれないのですけれども、この自動車燃料の助成を委託することについてって何か私の質疑内容のところに書いてあるのですけれども、でもこちらもそうなのです。これそのまま読むと、燃料の助成をどこかに委託しているように感じてしまったのです。燃料の助成委託事業、助成事業を委託すること……結局それでどこに委託しているのか確認したのです。市であれば、どうしてここに助成の委託ということが入ってくるのかな。誰か間に入っているのでしょうか。

（障がい福祉課長）これは、社会福祉協議会のほうに委託しております。社会福祉協議会どんなことをしているかというのと、市内の協力ガソリンスタンドへのガソリンの代金の支払い、あと先ほど言った市民のガソリン券の配布と。ガソリン券の配布だけだったら一緒なのですけれども、この協力ガソリンスタンドにガソリン券の代金を支払うとか、そういったところも委託しております。

以上です。

（織田）分かりました。窓口は市なのだけれども、その後のことは社協さんに委託しているというふうに理解してよろしいわけですね。

（障がい福祉課長）窓口は市もやっていますけれども、社協さんでも受付します。それで、お金の支払いは社協さんですってなっています。

以上です。

（織田）分かりました。

では最後に、347ページのさわやか相談員活用事業について質問いたします。さわやか相談員活用事業なのですけれども、今何人いらして、その成果はどのように結びついているかについてお聞きします。

(教育部副部長兼学務課長) それでは、さわやか相談員活用事業についてお答えいたします。

まず、人数につきましては、賃金ということで市内8中学校に各1名ずつということで、8名のさわやか相談員が配置されております。その賃金の50%は、県のほうの補助金をいただいているものでございます。

それから、各相談員の昨年度の相談実績なのですが、件数で申し上げますと、昨年度8校の合計の相談件数が電話相談も入れまして1万566件ございました。主な相談内容につきましては、実人数で一番多かったものが不登校関係、次いでお子さんの性格や行動に関する内容ということになってございます。

以上でございます。

(織田) 結構多いのだなと人数を聞いて感じたのですがけれども、一番多い件数が不登校、それから自分の性格、あと行動についてということだったのですが、これについて不登校だったけれども、相談したから行けるようになったとか、性格を直したら受け入れてもらえたとか、行動を改めることができたとかって、何かそのようないい方向に向かった結果というのは出ているのでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) すみません。今手元に詳しいどの辺の成果がというところがちょっと示すことはできないのですが、不登校につきましてはご承知のように適応指導教室がございまして、そちらとの連携をしまして、そちらにつながらせていただいたりとか、もしくはさわやか相談員が1回だけではなくて継続して不登校のお子さんやご家庭との相談、それからスクールソーシャルワーカーとの接続等ですかね、その辺のところはさせていただいておりますので、一定の効果は現れたというふうに認識をしております。また、性格、行動につきましては、自分のお子さんの性格が心配だということで不安でご相談されるご家庭も多いですが、それらについても、実人数では600件弱なのですが、性格、行動の延べ人数はもう性格、行動についても3,000件を超えている状況ですので、継続して支援をさせていただいて、一定の効果があるものというふうに考えております。

以上でございます。

（織田）不登校に関しては、いろいろ事情もあると思うのですが、生徒さんが学校内でさわやか相談員さんに相談するということもあると思うのですが、逆に保護者の方のほうから相談が行ったというようなことはありますか。

（教育部副部長兼学務課長）今申し上げた中で電話の件数も当然ございまして、1万566件のうち昨年度8校の合計が、電話だけの件数が1,737件ございました。その中で不登校のお子さんについてのご相談等が当然ながらありましたので、それらについては保護者の方とまずは電話で、その後先ほど申し上げたように来校いただいたり、また適応教育支援センターのほうにつないだりという形で連携をして対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

（織田）そうすると、1,737件の電話というのは、ほぼ電話は保護者の方からの相談ということと考えていいのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）お子さんからということも多少は、ちょっとすみません、手元に資料がなくて大変申し訳ないのですが、ほとんどはもう保護者の方からの相談件数でございますので、こちらのほうで保護者の方との相談という形で効果があったものというふうに思っております。

以上でございます。

（織田）最後に、聞いていいかどうかちょっと私も今迷ったのですが、性格や行動、どのような性格や行動がさわやか相談員さんに、例えば乱暴だとか、人の言うことが聞けない、あとは逆に引っ込み思案についていけないとか、そういったことだろうと思うのですがけれども、それに対して、さわやか相談員さんだから、ちょっと恥ずかしいなと思っても勇気持って言ってごらんとか、そういったいろんなアドバイスを多分しているとは思いますが、そういうことで一定の行動、性格が改善された例とかというのはありますか。

（教育部副部長兼学務課長）当然ながら性格、行動につきましては本当

多岐に及んでおりまして、本当に文字どおり内向的なものであるとか、衝動性でついついほかの子との人間関係に悩まれているというような形で、それは本当に一概には言えない様々なものがございます。その中でちょっと、保護者の方には今申し上げたような様々な機関等を紹介させていただいて、専門的なものというのは、さわやか相談員もある程度持っているのですが、支援センターの臨床心理士もおりますし、スクールソーシャルワーカー、教育指導員等おりますので、それぞれの分野に基づいて連携をさせていただいて、保護者の方が安心していただく。特に小学校の低学年なんかは、保護者の方はまだまだお子さんへの心配がある方が多いので、それについては今みたいな形で連携をさせていただいております。申し訳ありません。

以上でございます。

(織田) 終わります。

(委員長) 本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。
本日は大変にお疲れさまでした。

(散会 午後4時46分)